

会社名	ピムコジャパンリミテッド				
所在地	〒 105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目 1 番28号 虎ノ門タワーズオフィス				
電話	03-5777-8150	ファックス	03-5777-8151		
	HPアドレス		http://japan.pimco.com		
代表者	日本における代表者 竹内 一郎				
金融商品取引業登録番号	関東財務局長(金商)第382号		登録年月日	平成19年9月30日	
協会会員番号	011-00768				
業務開始年月	平成9年12月16日		資本金	1,341万ドル	
作成部署	法務・コンプライアンス部		電話	03-5777-8150	

1. 業の種別

投資運用業	①. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	③. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	②. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	②. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地

3. 主な株主

株主名	議決権保有比率	株主名	議決権保有比率
ピムコ・グローバル・ アドバイザーズ・エルエルシー	100.0%		%
	%		%
	%		%
	%		%

4. 財務状況（直近3年度分）

（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2019年12月期	15,442	19,754	6,353	4,347	4,455
2018年12月期	16,846	21,590	6,543	4,455	4,255
2017年12月期	14,708	19,472	5,932	4,013	4,836

5. 組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 89 名

②運用業務従事者数 7 名

内 ファンド・マネージャー数 3 名、平均経験年数 20 年 0 カ月

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 名、平均経験年数 年 カ月

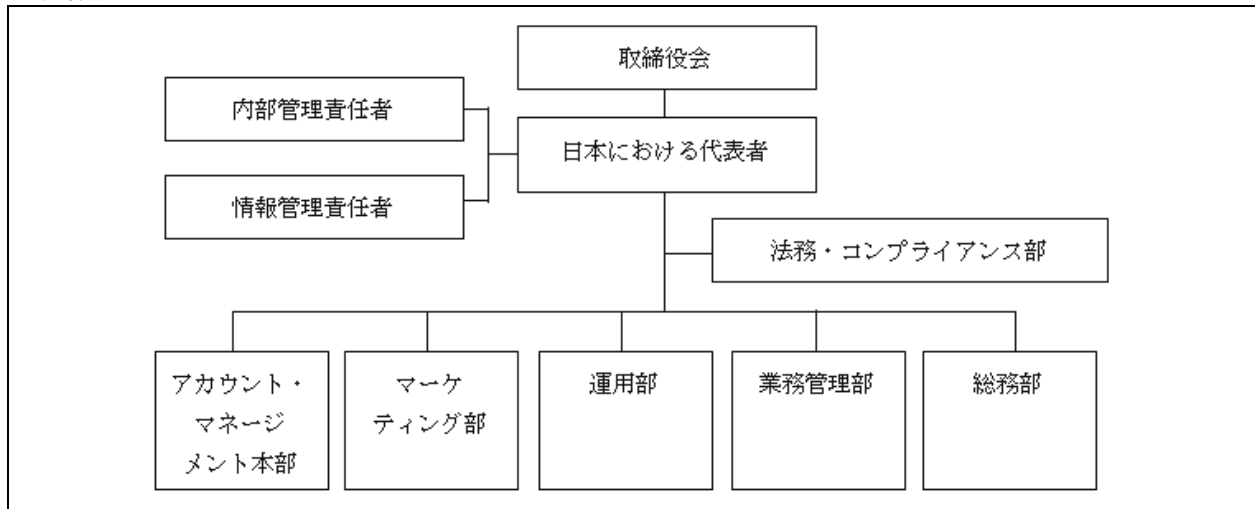
投資顧問・投信部門兼任者 3 名、平均経験年数 20 年 0 カ月

内 調査スタッフ数 2 名、平均経験年数 10 年 0 カ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 21 名

CFA協会認定証券アナリスト数 9 名

<組織図>



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 2019年1月1日～2019年12月31日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備 考
会員自らが顧客の相手方となった取引		. %	
下記①に該当する法人との取引	(該当無し)	. %	
		. %	
		. %	
下記②に該当する法人との取引	Goldman Sachs & Co. LLC	12.15 %	
	BNP Paribas S.A.	11.34 %	
		. %	
		. %	
		. %	
下記③に該当する法人との取引	(該当無し)	. %	
		. %	
		. %	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

①契約資産状況（2020年3月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	13	1,697,192	-	-
		私的年金	90	811,771	-	-
		その他	105	2,010,871	6	16,580
		計	208	4,519,834	6	16,580
	個人		-	-	-	-
	国内 計		208	4,519,834	6	16,580

海外	法人	年金	-	-	-	-
		その他	7	2,286,538	-	-
		計	7	2,286,538	-	-
	個人		-	-	-	-
	海外 計		7	2,286,538	-	-

総合計			215	6,806,372	6	16,580
-----	--	--	-----	-----------	---	--------

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、7件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	- 件 - 百万円
欧州	- 件 - 百万円
アジア	- 件 - 百万円
その他	- 件 - 百万円

③投資対象別運用状況（2020年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	-	25	-	-	114	1	-	75	-
金額	-	849,060	-	-	2,104,669	568	-	3,852,075	-

④契約規模別分布状況（2020年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	50	58	41	52	6	8
構成比(%)	23.3	27.0	19.1	24.2	2.8	3.7
金額	21,536	158,802	289,690	1,126,118	412,778	4,797,448
構成比(%)	0.3	2.3	4.3	16.5	6.1	70.5

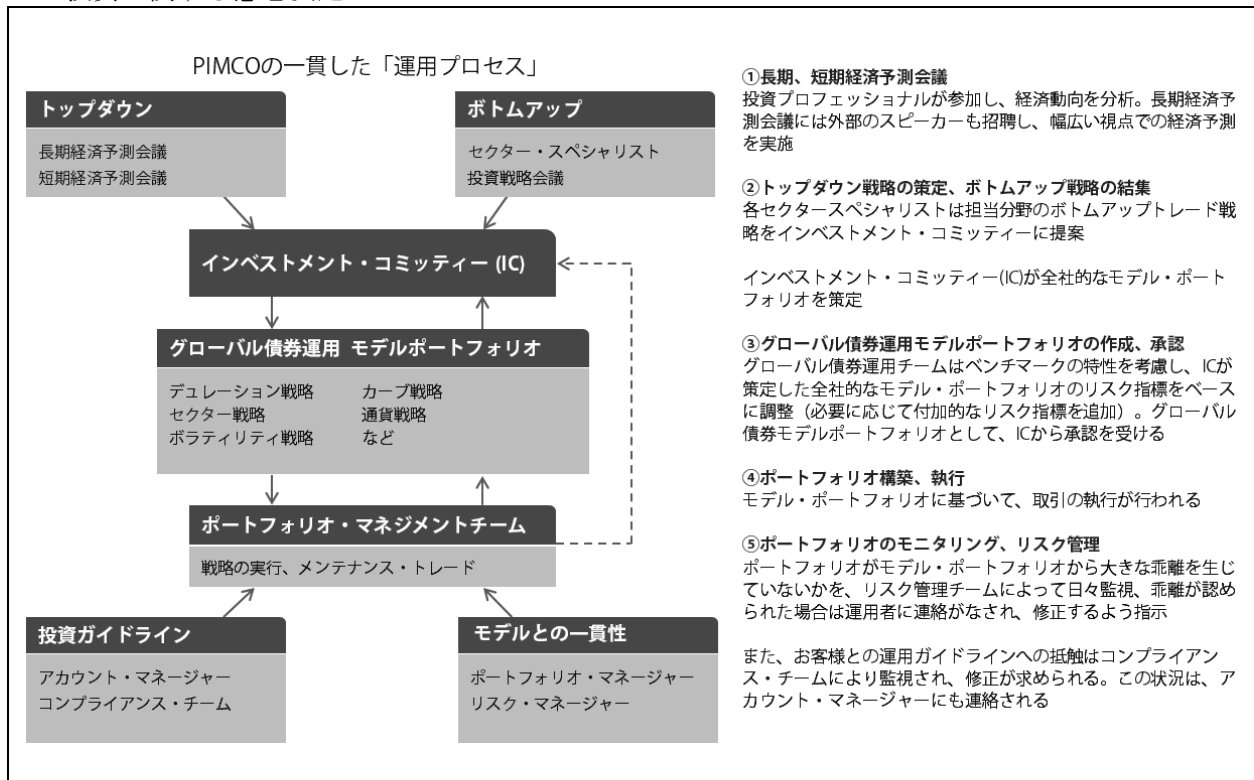
8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

【PIMCOの投資哲学】

- ファundamentalズの重視
長期的見通しに基づいた長期的価値の追求
- 分散された多様な付加価値源泉/コア・アプローチ
トップダウンとボトムアップ戦略を融合し、「リスク・バジェット」を慎重に管理しつつ、可能な限り多くの超過収益の源泉に分散投資
- 徹底したリスク管理
最先端の定量分析ツールを駆使したリスク測定とモニタリング

* PIMCOはパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーを意味し、その関係会社を含むグループ総称として用いられることがあります。

9. 投資に関する意思決定プロセス



10. 運用受託報酬・投資助言報酬

特段の合意がない限り、原則として、対象となる契約資産額を基礎として定められた条件によって算出され、半期毎に支払われるものとします。

＜グローバル債券運用の標準報酬率＞

(運用資産額)	(年間報酬料率)
50億円以下の部分	税抜0.42%
50億円超～125億円以下の部分	税抜0.35%
125億円超～250億円以下の部分	税抜0.30%
250億円超の部分	税抜0.25%

< 日本債券コアプラス運用の標準報酬率：1) 又は2) >

1) 固定報酬体系

(運用資産額)	(年間報酬料率)
100億円以下の部分	税抜0.28%
100億円超～ 500億円以下の部分	税抜0.25%
500億円超～1,000億円以下の部分	税抜0.20%
1,000億円超の部分	税抜0.15%

2) 成功報酬体系

	(年間報酬料率)
固定報酬	税抜0.125%
成功報酬*	税抜20.00%

*成功報酬は、固定報酬およびファンド管理手数料等控除後の超過収益に対して上記料率を乗じて算出。

上記以外の運用スタイルに関しては、別個の標準報酬率によります。

なお、当社の関係会社が運用する投資信託が運用の対象に含まれる場合には、原則、投資顧問報酬と当該投資信託に係る運用報酬の合計が、当社における運用スタイル別の標準報酬に相当するよう投資顧問報酬の調整を行うものとします。また、上記の報酬の他、投資される投資信託の時価総額に応じ、所定の管理報酬等が当該投資信託から引き落とされます。

※ 報酬額は原則として上記料率によりますが、運用方法等の違いにより個別にお客様と協議のうえ具体的料率を決定することがあります。

※ 投資顧問報酬に係る消費税と地方消費税は、原則としてお客様の負担とします。

※ 投資一任契約及び投資顧問契約（投資助言契約）に関してお客様が支払うべき手数料、報酬、費用等の金額は、お客様と締結する個別の契約によって異なるため、当該金額の具体的明細、合計額又は上限額、計算方法(当社と運用委託先で報酬を配分する場合も含む)については記載することができません。

※ 投資顧問契約について、定額の場合は年額12万円（税抜）を最低報酬額とし、それ以外の場合は個別にお客様と協議のうえ料率を決定します。

11. その他、特記事項

PIMCO (Pacific Investment Management Company LLC) は米国カリフォルニア州ニューポートビーチに本拠を置き、世界の主要都市に拠点を擁するグローバルな運用会社です。1971年に債券特化の運用会社として設立された後、現在では世界有数の資産運用会社として、オルタナティブ、株式を含む幅広い商品の運用及びサービスを展開しています。その間50年近くにわたり、長期運用にフォーカスし、決してリスクを見失わないという投資哲学を守り続けてきました。私たちの使命は、お客様の資産を守り育てること、そして最上のクオリティの運用サービスをご提供することにあります。

サービス、バリュー、安定性、そして確かなビジョンに基づく揺るぎない投資哲学。また、最先端の金融テクノロジーを駆使した運用、緻密な調査、そして卓越したリスク管理のもと、さまざまなお客様へ優れた運用サービスおよびソリューションをご提供しようとする情熱と長年の実績とにより、資産運用の分野において数々の賞を受賞し、高い評価をいただいています。

ピムコジャパンリミテッドは、PIMCOの投資経験と専門知識を日本の機関投資家・個人のお客様へお届けするため、1997年に設立されました。世界と日本をつなぐ強力なネットワークを軸に、お客様の多様な資産運用ニーズにお応えできる最高の投資機会とサービスのご提供を目指し、常に真摯で積極的な取り組みを続けております。

会社名	ファイブスター投信投資顧問株式会社				
所在地	〒 104-0042 東京都中央区入船 1-2-9 八丁堀MFビル8階				
電話	03-3523-9556	ファックス	03-3523-9557		
	HPアドレス		http://www.fivestar-am.co.jp/		
代表者	代表取締役会長 中芝 幸一				
金融商品取引業登録番号	関東財務局長(金商)第2266号		登録年月日	2009年10月20日	
協会会員番号	012-02122				
業務開始年月	2009年12月		資本金	2.11億円	
作成部署	総務部		電話	03-3523-9556	

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務 ③. 法第2条第8項第14号に係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務 4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	2. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	②. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
該当なし		

3. 主な株主

株主名	議決権 保有比率	株主名	議決権 保有比率
水森 誠	17.47%	金子 昌資	2.60%
エココムグループホールディングス株式会社	17.30%	森 正文	2.60%
中芝 幸一	10.67%	篠原 直人	2.02%
藍澤証券株式会社	9.52%	大木 昌光	2.01%
中平 小夜子	3.46%	他	

4. 財務状況（直近3年度分）

（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2020年3月期	168	458	31	16	230
2019年3月期	137	415	12	27	213
2018年3月期	275	564	94	78	186

5. 組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 16 名

②運用業務従事者数 6 名

内 ファンド・マネージャー数 3 名、平均経験年数 15 年 10 ヶ月

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 名、平均経験年数 年 ヶ月

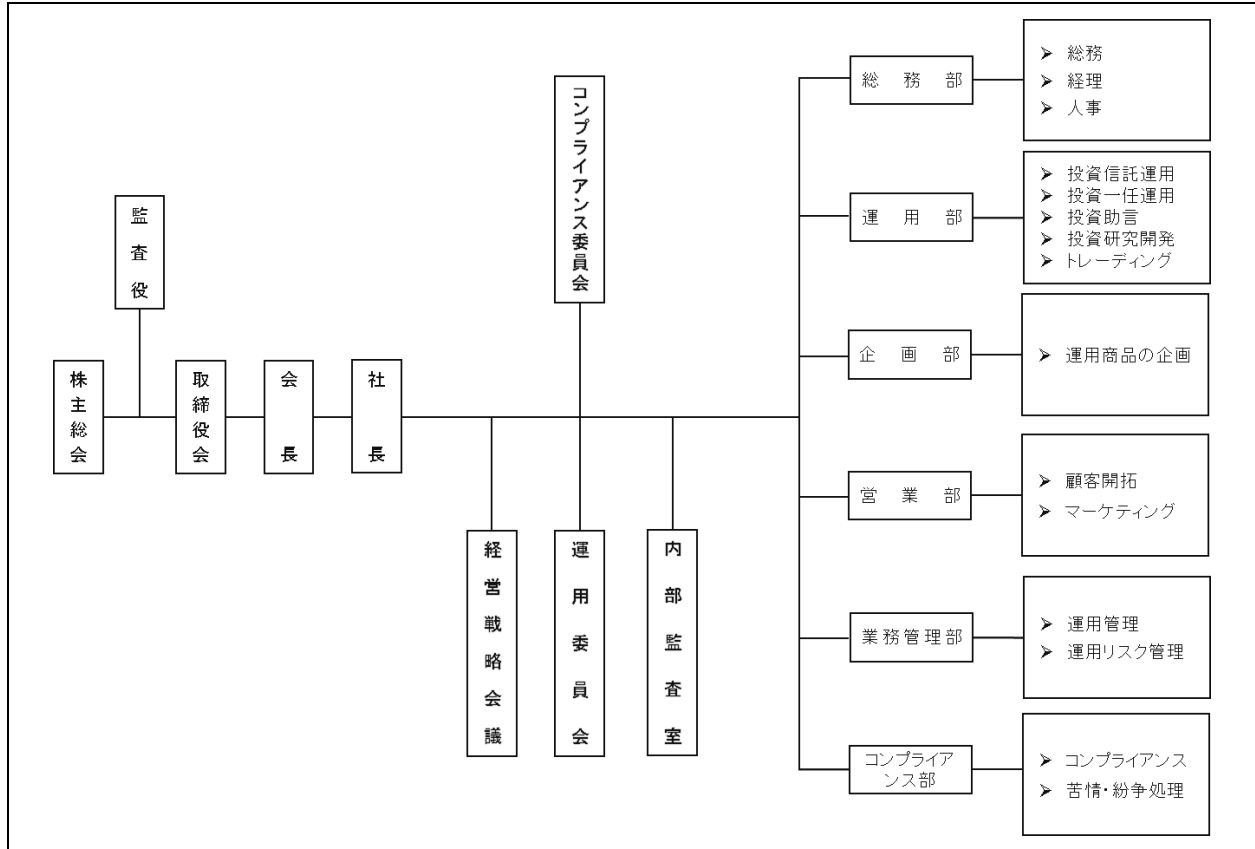
投資顧問・投信部門兼任者 3 名、平均経験年数 15 年 10 ヶ月

内 調査スタッフ数 1 名、平均経験年数 13 年 0 ヶ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 名

CFA協会認定証券アナリスト数 名

〈組織図〉



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 2019年4月1日～2020年3月31日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備 考
会員自らが顧客の相手方となった取引		. %	
下記①に該当する法人との取引	該当なし	. %	
		. %	
		. %	
下記②に該当する法人との取引	野村證券株式会社	77.3%	
		%	
		. %	
		. %	
		. %	
下記③に該当する法人との取引	該当なし	. %	
		. %	
		. %	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

①契約資産状況（2020年3月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	-	-	-	-
		私的年金	1	2,764	-	-
		その他	-	-	-	-
		計	1	2,764	0	0
	個人		-	-	-	-
	国内 計		1	2,764	0	0

海外	法人	年金	-	-	-	-
		その他	3	6,351	2	720
		計	3	6,351	2	720
	個人		-	-	-	-
	海外 計		3	6,351	2	720

総合計			4	9,115	2	720
-----	--	--	---	-------	---	-----

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、2件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	- 件 - 百万円
欧州	- 件 - 百万円
アジア	- 件 - 百万円
その他	- 件 - 百万円

③投資対象別運用状況（2020年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	3	-	-	-	-	1	-	-	-
金額	6,351	-	-	-	-	2,764	-	-	-

④契約規模別分布状況（2020年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	1	3	-	-	-	-
構成比(%)	25.0	75.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金額	373	8,742	-	-	-	-
構成比(%)	4.1	95.9	0.0	0.0	0.0	0.0

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

■ 顧客の根源的ニーズである「絶対リターン極大化」の重視

弊社では、お客様のニーズはひとえに「財産を増やす」ことにあると考えています。したがって、運用業に携わる限り、いかなる相場環境においても、少なくとも運用者の意思・理想として「絶対リターン」を追求することが重要であるとの認識を社内で共有しています。

■ 運用技術の不断の向上

顧客の財産増殖ニーズに応えるためには、運用能力向上が欠かせない。弊社では、効率的・効果的な運用能力向上に向けての不断の努力を行っており、日本株公募投信で初のビッグデータファンドを世に出したこともその表れです。今後は、人間とAIの最適融合、人間の能力の最大限の発現等の幅広い観点から、運用技術のレベルアップに注力してまいります。

■ 世の中の変化に適合する多様な商品ラインアップの整備

運用会社にとって、政治・経済・社会の変化に応じた最適な運用商品を世に送り続けることは、大切な責務であると考えられます。弊社は、上述のビッグデータファンドにおいて、他社に先んじてAIを運用に取り入れました。今後は、コロナ問題により一変した社会・経済状況を十分に踏まえた上で、各商品にESGの理念を十分に反映させ、日々変化する顧客ニーズに添った多様な運用商品を用意し、いかなるニーズを持った顧客にも最適の運用商品を提供できる体制作りに全力を尽くして参ります。

9. 投資に関する意思決定プロセス

1. 投資一任業務に係る運用実施方針の決定

常勤取締役、運用部長、コンプライアンス部長、業務管理部長等を構成員として開催する運用委員会を原則として毎月1回代表取締役が招集し、運用委員会規程に従い、運用部長が策定した運用計画を審議し、経済状況や市場環境及びコンプライアンス委員会より上程された運用リスク管理案や事故報告等を踏まえた上で運用実施方針を決定します。なお、運用委員会の開催にあたり代表取締役が特に必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させることができるほか、必要に応じて運用委員会を適時に招集し、運用実施方針の見直しについて審議・決定します。

2. 投資一任契約に係わる顧客の契約資産の運用を行う部門における体制

投資一任契約に係わる顧客の契約資産の運用は、運用委員会で決定される運用実施方針に基づき、運用部に所属する担当者がこれを実施します。

尚、売買執行はトレーダーが実施します。

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

報酬額について

投資一任契約及び投資助言契約に係る報酬額は、基本報酬額及び成功報酬額を合理的に求めた上で、お客様との個別協議に基づいて決定させていただきます。

基本報酬額

契約期間に相当する額（お客様と事前に取り決めた料率で算出した額）。

成功報酬額

原則として運用実績（運用における売買益から証券手数料等を控除した純利益）から、基本報酬額を控除した金額に、お客様と事前に取り決めた料率を乗じて算出。

成功報酬額の算出にあたっては、原則としてハイウォーターマーク方式を採用。

会社名	Fisher Investments Japan Limited				
所在地	〒 106-0032 東京都港区六本木一丁目 9 番10号 アークヒルズ仙石山森タワー26階				
電話	(03)4590-0160	ファックス	(03)3583-1965		
	HPアドレス				
代表者	日本における代表者 ジェレマイア・マーティン				
金融商品取引業登録番号	関東財務局長(金商)第2766号		登録年月日	平成26年 4 月 4 日	
協会会員番号	012-02659				
業務開始年月	平成26年 6 月 2 日		資本金	0.618億円	
作成部署	コンプライアンス部		電話	03-4590-0160	

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	3. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	1. 法第2条第8項第11号に係る業務	②. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	2. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
該当なし		

3. 主な株主

株主名	議決権 保有比率	株主名	議決権 保有比率
Fisher Asset Management, LLC	100%		%
	%		%
	%		%

4. 財務状況（直近3年度分）

（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2019年12月期	15	341	28	18	288
2018年12月期	4	346	32	78	269
2017年12月期	3	288	26	26	191

5. 組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 12 名

②運用業務従事者数 2 名

内 ファンド・マネージャー数 2 名、平均経験年数 12 年 6 カ月

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 ー 名、平均経験年数 ー 年 ー カ月

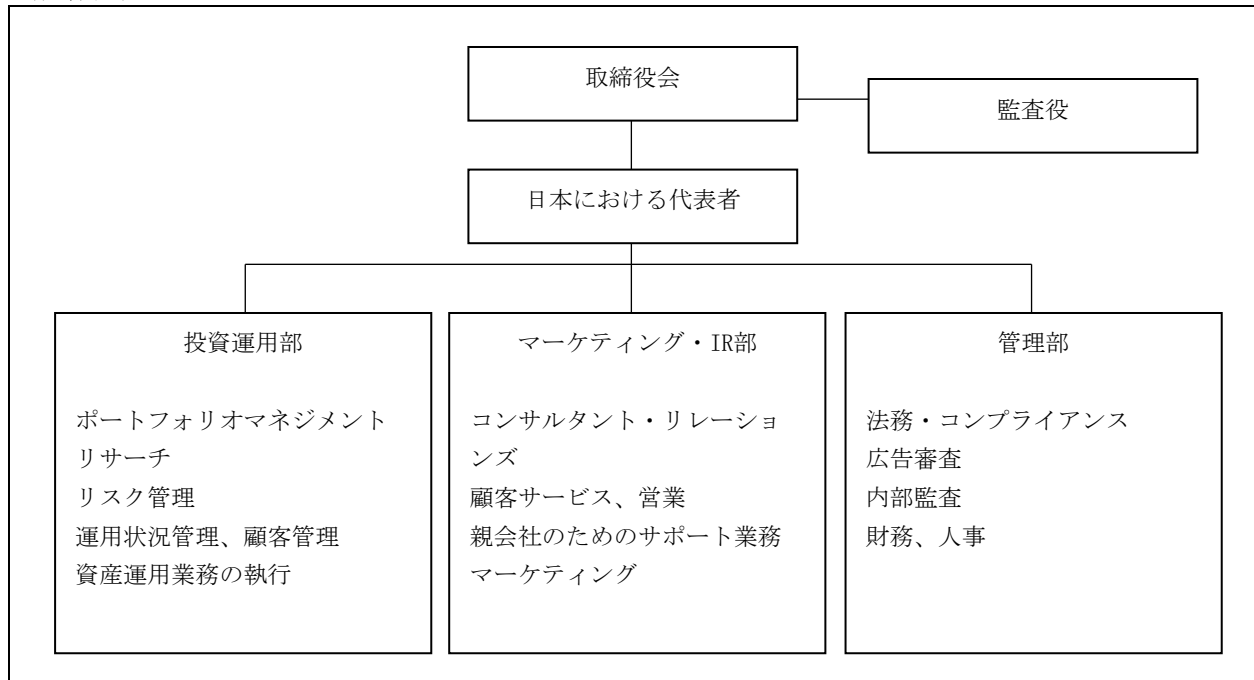
投資顧問・投信部門兼任者 ー 名、平均経験年数 ー 年 ー カ月

内 調査スタッフ数 0 名、平均経験年数 ー 年 ー カ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 0 名

CFA協会認定証券アナリスト数 1 名

〈組織図〉



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 2019年1月1日～2019年12月31日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備 考
会員自らが顧客の相手方となった取引		. %	
下記①に該当する法人との取引		. %	
		. %	
		. %	
下記②に該当する法人との取引	日本マスタートラスト信託銀行	%	
	日本トラスティ・サービス信託銀行	%	
	資産管理サービス信託銀行	99.93 %	
		. %	
		. %	
下記③に該当する法人との取引		. %	
		. %	
		. %	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

①契約資産状況（2020年3月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	-	-	-	-
		私的年金	10	6,637	-	-
		その他	-	-	-	-
		計	10	6,637	-	-
	個人		-	-	-	-
	国内 計		10	6,637	-	-

海外	法人	年金	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-
		計	-	-	-	-
	個人		-	-	-	-
	海外 計		-	-	-	-

総合計			10	6,637	-	-
-----	--	--	----	-------	---	---

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、0 件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	- 件 - 百万円
欧州	- 件 - 百万円
アジア	- 件 - 百万円
その他	- 件 - 百万円

③投資対象別運用状況（2020年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	-	-	-	2	-	0	8	-	-
金額	-	-	-	876	-	0	5,761	-	-

④契約規模別分布状況（2020年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	9	1	-	-	-	-
構成比(%)	90.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金額	2,954	3,682	-	-	-	-
構成比(%)	44.5	55.5	0.0	0.0	0.0	0.0

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

当社の運用理念の根底にあるのは、資本市場におけるファンダメンタル分析並びに、証券の需要と供給のみが証券の価格を決定するという自由資本市場の原理です。つまり、資本市場は広く知られた情報にきわめてよく連動するということです。したがって、アクティブ運用による付加価値を提供するためには、一般に知られていない情報を見つけ出すか、あるいは、広く知られている情報を他の市場参加者とは異なる視点で正しく解釈することが必要です。当社では、そのような情報を探し、それを活用する機会を追求するため、金融理論、歴史、経験論の研究に基づいて独自に開発された調査分析方法を用いて資本市場の調査を行っています。

当社は機関投資家向けの投資一任運用サービスにおいて、以下の運用戦略を提供します。

運用戦略一覧	
オール・ワールド・エクイティ	UKトータルリターン
エマージング・マーケット・エクイティ	フロンティア・マーケット
グローバル・トータル・リターン	アジア・エクイティ（除く日本）
エマージング・マーケット・エクイティESG	USスモールキャップ・コア
グローバル・トータル・リターン・フォーカスト	USスモールキャップ・バリューESG
エマージング・マーケット・オールキャップ	USスモールキャップ・オポチュニティ
グローバル・リステッド・インフラストラクチャー	USミッドキャップ・バリュー
グローバル・スモールキャップ	USスモール・アンド・ミッドキャップ・バリュー
オール・グローバル・エクイティ（除く米国）	USスモール・アンド・ミッドキャップ・コア
オール・グローバル・エクイティ・グロース（除く米国）	USトータルリターン
オール・グローバル・エクイティ・スモールキャップ（除く米国）	グローバル・クオンツ
グローバル・エクイティ（除く米国）	USスモールキャップ・クオンツ
グローバル・エクイティ・フォーカス（除く米国）	サウスイースト・アジア・エマージング・マーケット・エクイティ・オポチュニティ
ヨーロッパ・エクイティ	エマージング・マーケット・エクイティ・スモールキャップESG

9. 投資に関する意思決定プロセス

当社は、マクロ経済的なトップダウンアプローチにより、広く利用できる情報を独自の視点から分析することで、市場における非効率性を発見し、世界的な資本市場における投資機会を見出して利用できると確信しています。

当社のトップダウン運用戦略は3つの基本的な判断を柱としています。一つ目に、国別のエクスポージャーにおける判断、二つ目に、産業セクター別のエクスポージャーにおける判断、そして三つ目に、どの国やどのセクターの銘柄へ投資すればベンチマークを上回る運用成績を期待できるのか、また、ある特定の категорияにおいてどの銘柄群がカテゴリー全体の運用成績を上回りそうなのかを見極める銘柄選択における判断です。

当社の運用戦略では、トップダウンアプローチのプロセスの一環として、市場を動かす経済要因、政治要因、そして心理要因への要因分析を用います。これらの要因は、投資スタイルのトレンドに影響を及ぼすマクロ因子に関する情報をもたらすものとして位置づけられています。当社

は、そうした要因を継続的にモニタリングし、それらのいずれかに極端な動きが見られないか、またそうした動きが見られたときにはその要因が十分に市場に織り込まれているかどうかを見極めます。インベストメント・ポリシー・コミッティーは、まだ市場に十分に織り込まれていないと考えられる要因に基づいて投資判断を行います。そして、ポートフォリオの配分を決定した後、配分を行った各カテゴリーに対して、望ましいスタイル特性（時価総額と相対評価）に基づいて、一連の多変量リスクファクターによるスクリーニングを行います。さらに、このスクリーニングをパスした銘柄に対して定量分析を行い、同業他社に比べてリスク特性が大きい銘柄、レバレッジリスクやバランスシートリスクが過大である銘柄、投資に適した十分な流動性を持たない銘柄を除きます。当社は、こうした全てのステップにおいてポートフォリオ運用に関する規則を忠実に守り、関連するベンチマークと、ベンチマークに照らしてポートフォリオに組み込む相対的リスクの構成を常に把握しています。

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

運用報酬は、用いられる運用戦略、運用資産額等の条件に基づいて決定され「契約締結前書面」及び投資一任契約書に記載されます。運用報酬は、顧客から当社へ支払われ、当該運用報酬の一部は、当社から運用委託先である Fisher Investmentsへ支払われます。

会社名	フィデリティ投信株式会社		
所在地	〒 106-0032 東京都港区六本木七丁目 7 番7号		
電話	03-4560-6000 (代表)	ファックス	03-4572-4015
	HPアドレス https://www.fidelity.co.jp/		
代表者	代表取締役社長 デレック・ヤング		
金融商品取引業登録番号	関東財務局長(金商)第388号	登録年月日	平成19年9月30日
協会会員番号	010-00057		
業務開始年月	昭和61年11月17日	資本金	10億円
作成部署	コンプライアンス部	電話	

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務 ③. 法第2条第8項第14号に係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務 4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	②. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	②. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
関係会社	FILリミテッド	英国ロンドン
提携企業	FIAM LLC	米国スミスフィールド
提携企業	FMR LLC	米国ボストン
提携企業	Geode Capital Management, LLC	米国ボストン

3. 主な株主

株主名	議決権 保有比率	株主名	議決権 保有比率
フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	100.0%		

4. 財務状況（直近3年度分）

（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2020年3月期	2,617	38,887	2,453	2,119	3,453
2019年3月期	3,046	41,365	2,034	1,303	21,334
2018年3月期	3,992	51,407	3,740	2,337	20,031

5. 組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 252 名

②運用業務従事者数 20 名

内 ファンド・マネージャー数 8 名、平均経験年数 10 年 2 ヶ月

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 1 名、平均経験年数 1 年 1 ヶ月

投資顧問・投信部門兼任者 2 名、平均経験年数 12 年 1 ヶ月

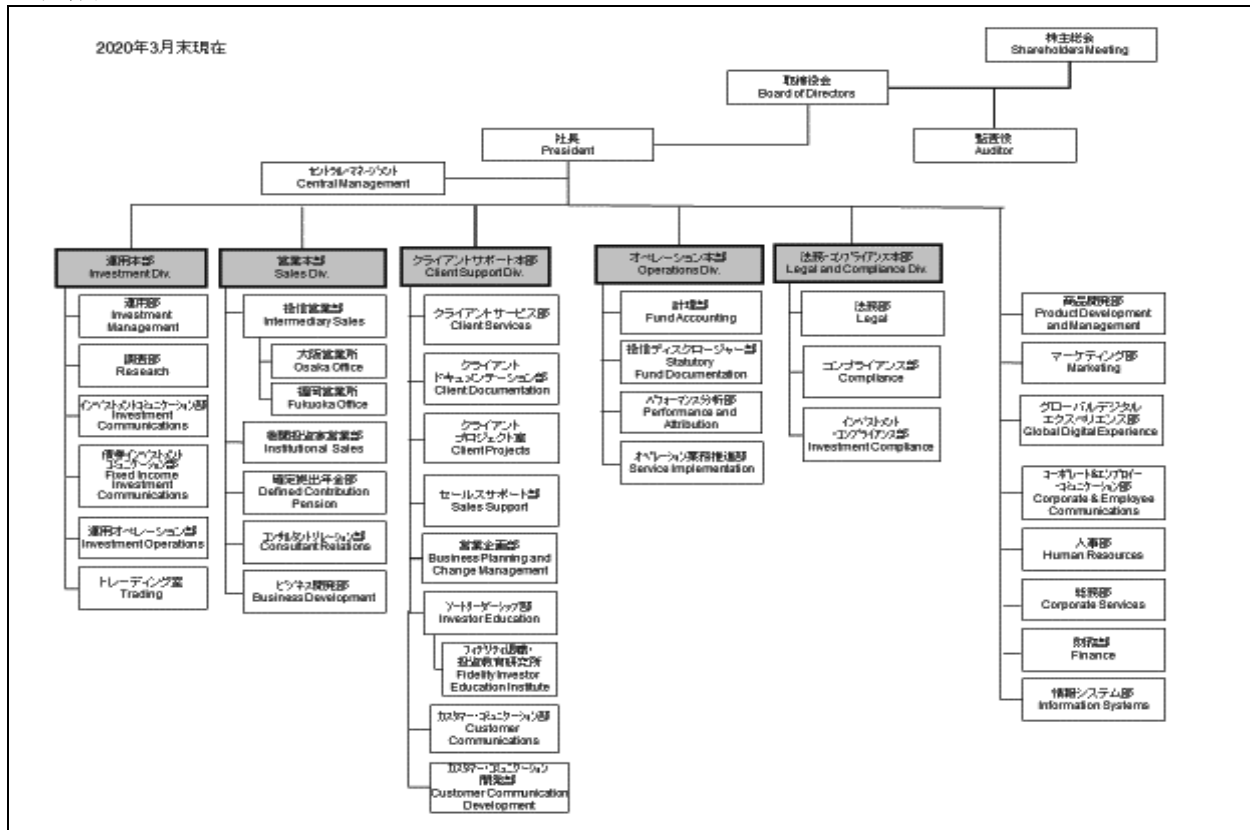
内 調査スタッフ数 11 名、平均経験年数 8 年 8 ヶ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 0* 名

CFA協会認定証券アナリスト数 7* 名

（*）2019年3月末時点におけるポートフォリオ・マネージャー及びアナリストのみを対象とした資格保有者の人数です。

<組織図>



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 2019年4月1日～2020年3月31日
2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備考
会員自らが顧客の相手方となった取引		%	該当なし
下記①に該当する法人との取引	フィデリティ証券	0.3 %	
		%	
		%	
下記②に該当する法人との取引		%	該当なし
		%	
		%	
		%	
		%	
下記③に該当する法人との取引	FIL・ディストリビューターズ	0.3 %	
		%	
		%	

- ①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等
- ②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人
- ③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

①契約資産状況（2020年3月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	14	1,308,141	-	-
		私的年金	15	47,204	-	-
		その他	2	6,493	-	-
		計	31	1,361,838	-	-
	個人		-	-	-	-
	国内 計		31	1,361,838	-	-

海外	法人	年金	6	126,482	-	-
		その他	10	285,129	-	-
		計	16	411,611	-	-
	個人		-	-	-	-
	海外 計		16	411,611	-	-

総合計			47	1,773,449	-	-
-----	--	--	----	-----------	---	---

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、 件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	- 件 - 百万円
欧州	3 件 30,267 百万円
アジア	3 件 96,215 百万円
その他	- 件 - 百万円

③投資対象別運用状況（2020年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	28	-	-	3	10	-	4	-	2
金額	837,262	-	-	8,781	855,968	-	64,572	-	6,866

④契約規模別分布状況（2020年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	4	13	8	16	4	2
構成比(%)	8.5%	27.7%	17.0%	34.0%	8.5%	4.3%
金額	2,222	31,912	54,583	312,852	340,566	1,031,314
構成比(%)	0.1%	1.8%	3.1%	17.6%	19.2%	58.2%

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

＜株式＞

綿密な個別企業調査活動を行うことにより、企業の将来の成長性や財務内容などファンダメンタルズを調査・分析し、その結果をもとに運用する「ボトム・アップ・アプローチ」に基礎を置いています。

＜債券＞

マクロ経済、市場動向の分析によりアセット・アロケーション等を決定する「トップ・ダウン・アプローチ」と、クレジット・アナリストの調査・分析により投資対象を選定する「ボトム・アップ・アプローチ」の融合でポートフォリオを構築します。

9. 投資に関する意思決定プロセス

＜株式＞

- ① 調査対象銘柄を決定（アナリスト、ポートフォリオ・マネージャー及び調査部長）
- ② 企業訪問を中心に調査対象銘柄を徹底的に調査・分析（アナリスト及びポートフォリオ・マネージャー）、アナリストは各銘柄にレーティングを付与
- ③ ポートフォリオ構築（ポートフォリオ・マネージャーが、アナリスト・レーティングをベースとし、自らの企業調査と評価尺度を総合的に勘案）

＜債券＞

- ① 市場環境の評価（債券市場動向の分析）
- ② 投資戦略の策定（投資アイディアの議論、パフォーマンス/リスク分析）
- ③ ポートフォリオ構築（継続的なポートフォリオのモニタリングと調整）

ポートフォリオ・マネージャーは全ての段階に関与

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

＜助言業務の報酬体系＞

報酬は、原則として助言の対象となる契約資産額に対して年率0.20%（税込、0.220%）を受取るものとします。ただし、契約資産の状況その他契約内容等によっては報酬の率等につき顧客と別段の定めをするものとします。報酬と賦課される消費税相当額については、いずれも1円未満を切り捨てて算出することとします。

＜投資一任契約に係る業務の報酬体系＞

報酬に関しては投資の形態・方法（株式投資については投資対象株式の市場別区分、債券投資、バランス型さらにそれらの多国籍市場への分散投資など）によってサービスの内容が異なり、料率が異なりますが、顧客と十分協議を行い合意の上決定するとともに、顧客に明確に開示します。

別に定める場合を除き、基本となる投資顧問料率（エマージング・マーケットを除く株式のアクティブ運用で、消費税相当額及び地方消費税相当額を含む総額）は以下のとおりです。

契約資産	投資顧問料(年率)
25億円以下の部分	0.880%（税抜 0.80%）
25億円超 50億円以下の部分	0.660%（税抜 0.60%）
50億円超 100億円以下の部分	0.440%（税抜 0.40%）
100億円超 200億円以下の部分	0.330%（税抜 0.30%）
200億円超の部分	0.275%（税抜 0.25%）

外国債券を投資対象とする場合の基本となる投資顧問料率（アクティブ運用で、消費税相当額及び地方消費税相当額を含む総額）は以下のとおりです。

契約資産	投資顧問料(年率)
10億円以下の部分	0.495% (税抜 0.45%)
10億円超 20億円以下の部分	0.385% (税抜 0.35%)
20億円超 30億円以下の部分	0.330% (税抜 0.30%)
30億円超 50億円以下の部分	0.275% (税抜 0.25%)
50億円超 100億円以下の部分	0.220% (税抜 0.20%)
100億円超の部分	0.165% (税抜 0.15%)

但し、運用対象、運用手法、その他特段の事情等がある場合には、異なる料率あるいは固定報酬となることがあります。また、協議の上成功報酬制を採用していただくことも可能です。成功報酬とは、ポートフォリオのパフォーマンスが特定のベンチマークを一定以上上回った場合に、最低投資顧問報酬に成功報酬を加算してお支払いいただくものです。なお、最低投資顧問報酬は投資対象市場及び投資手法によって異なり、顧客と十分協議を行い合意の上決定するとともに、顧客に明確に開示します。

11. その他、特記事項

＜日本における歩み＞

1969年(昭和44年)、フィデリティは企業調査と資産運用のための初の海外拠点として、東京に事務所を開設しました。以後、1986年にフィデリティ投資顧問株式会社(現、フィデリティ投信株式会社)を設立、1995年には投資信託委託業務免許を取得、そして1997年のフィデリティ証券会社東京支店の設立、2001年の確定拠出年金業務の開始と業務を拡大して参りました。

現在では日本株の調査・分析の拠点としての活動および日本の年金基金や機関投資家、海外のお客様の資金の運用を行っています。さらに日本の個人のお客様向けには投資信託を設定・運用し、証券会社、銀行、保険会社等を通じて商品を提供しています。

フィデリティが日本で事務所を開設してから50年を超え、この間にフィデリティはグローバルかつローカルな組織としてお客様に世界最高水準の商品とサービスを提供すべく体制を整えて参りました。今後もグローバル・ネットワークの総力を結集し、お客様により一層ご支持頂けるよう尽力していく所存です。

会社名	フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・ジャパン株式会社				
所在地	〒 105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目1番17号 神谷町プライムプレイス				
電話	03-4560-5800 (代表)	ファックス	03-4560-5929		
	HPアドレス		なし		
代表者	代表取締役社長 ニューライター・カーク・ローランド				
金融商品取引業登録番号	関東財務局長(金商)第2805号		登録年月日	平成26年10月3日	
協会会員番号	012-02678				
業務開始年月	平成26年12月		資本金	1億円	
作成部署	コンプライアンス・業務管理部		電話	03-4560-5848	

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	3. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	2. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	2. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地

3. 主な株主

株主名	議決権 保有比率	株主名	議決権 保有比率
Fidelity Management & Research Company LLC	100.0%		%
	%		%
	%		%

4. 財務状況（直近3年度分）

（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2020年3月期	2,734	2,734	248	195	834
2019年3月期	4,251	4,251	386	200	823
2018年3月期	2,962	2,962	269	38	623

5. 組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 20 名

②運用業務従事者数 13 名

内 ファンド・マネージャー数 2.5 名、平均経験年数 11 年 4 カ月

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 名、平均経験年数 年 カ月

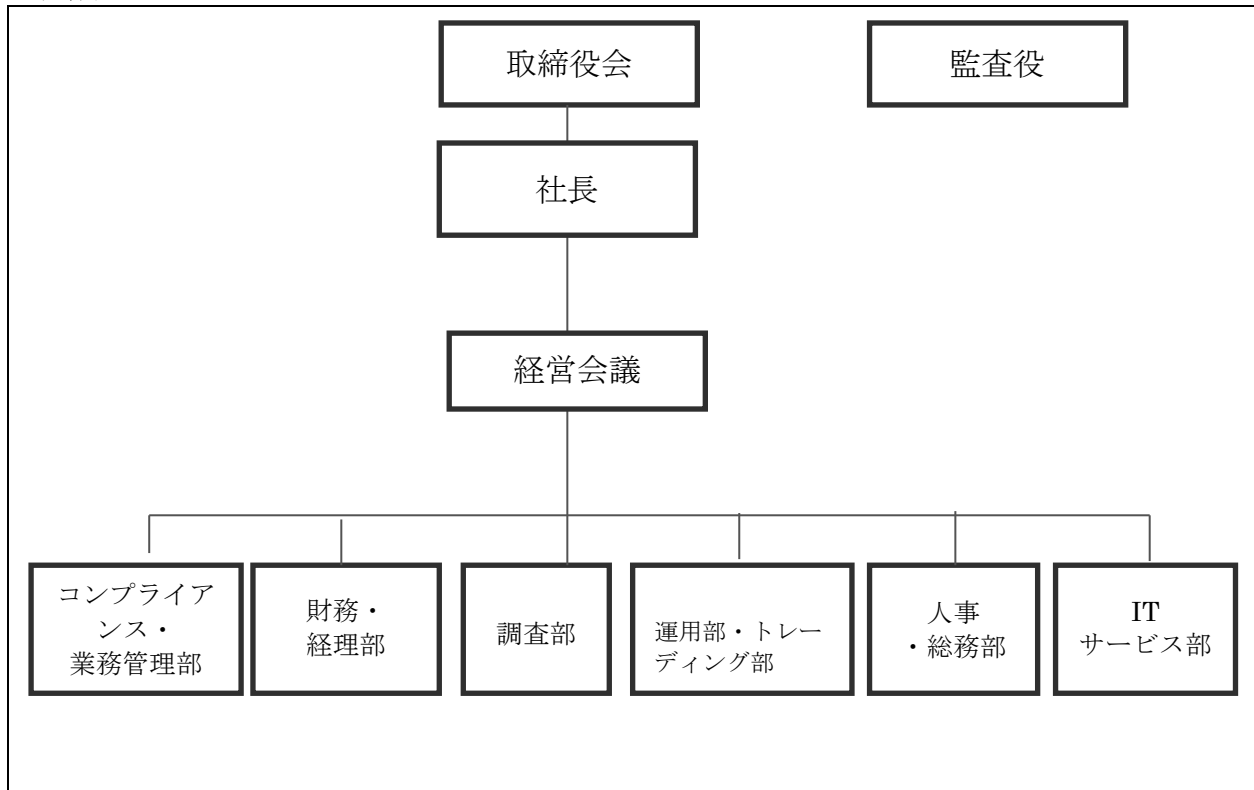
投資顧問・投信部門兼任者 名、平均経験年数 年 カ月

内 調査スタッフ数 8.5 名、平均経験年数 10 年 2 カ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 2 名

CFA協会認定証券アナリスト数 2 名

<組織図>



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 2019年4月1日～2020年3月31日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備 考
会員自らが顧客の相手方となった取引		. %	
下記①に該当する法人との取引		. %	
		. %	
		. %	
下記②に該当する法人との取引		. %	
		. %	
		. %	
		. %	
		. %	
下記③に該当する法人との取引	FIDELITY CAP MKTS SVCS	0.24%	
		. %	
		. %	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

①契約資産状況（2019年3月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	-	-	-	-
		私的年金	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-
		計	0	0	0	0
	個人		-	-	-	-
	国内 計		0	0	0	0

海外	法人	年金	-	-	-	-
		その他	11	461, 173	-	-
		計	11	461, 173	0	0
	個人		-	-	-	-
	海外 計		11	461, 173	0	0

総合計			11	461, 173	0	0
-----	--	--	----	----------	---	---

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、17 件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	- 件 - 百万円
欧州	- 件 - 百万円
C`アジア	- 件 - 百万円
その他	- 件 - 百万円

③投資対象別運用状況（2020年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	2	-	-	-	-	-	9	-	-
金額	129, 105	-	-	-	-	-	332, 068	-	-

④契約規模別分布状況（2020年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1, 000億円 未満	1, 000億円以上
件数	3	2	1	1	3	1
構成比(%)	27. 3	18. 2	9. 1	9. 1	27. 3	9. 1
金額	734	6, 888	6, 644	28, 554	212, 165	206, 189
構成比(%)	0. 2	1. 5	1. 4	6. 2	46. 0	44. 7

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

国内・国外の株式を対象にした、ファンダメンタルズ・リサーチに基づくボトム・アップ・アプローチのアクティブ運用戦略

9. 投資に関する意思決定プロセス

当社が運用する全てのポートフォリオはグループ会社から運用が委託されたものであり、委託元より提示された投資ガイドライン及び投資可能ユニバースに基づき、運用計画に従い投資判断が行われる。

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

グループ会社への投資顧問及び投資運用業務の提供から得る報酬

11. その他、特記事項

当社は、投資顧問及び投資運用業務を日本国内のいかなる投資家にも提供する予定はありません。

会社名	富国生命投資顧問株式会社		
所在地	〒 100-0011 東京都千代田区内幸町一丁目3番1号 幸ビル3階		
電話	03-3508-0451	ファックス	03-3508-2146
	HPアドレス https://www.fukoku-cm.co.jp		
代表者	代表取締役社長 奥本 郷司		
金融商品取引業登録番号	関東財務局長(金商)第458号	登録年月日	2007年9月30日
協会会員番号	010-00078号		
業務開始年月	1986年9月1日	資本金	4.984億円
作成部署	経営企画部	電話	03-3508-1848

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	3. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	2. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	2. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
	該当なし	

3. 主な株主

株主名	議決権 保有比率	株主名	議決権 保有比率
富国生命保険相互会社	98.98%		%
株式会社みずほ銀行	1.02%		%
	%		%
	%		%
	%		%

4. 財務状況（直近3年度分）

（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2020年3月期	1,880	1,880	603	417	3,448
2019年3月期	1,911	1,911	648	449	3,325
2018年3月期	1,939	1,939	837	577	3,169

5. 組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 54 名（非常勤役員3名を含む）

②運用業務従事者数 28 名

内 ファンド・マネージャー数 13 名、平均経験年数 20 年 9 カ月

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 名、平均経験年数 年 カ月

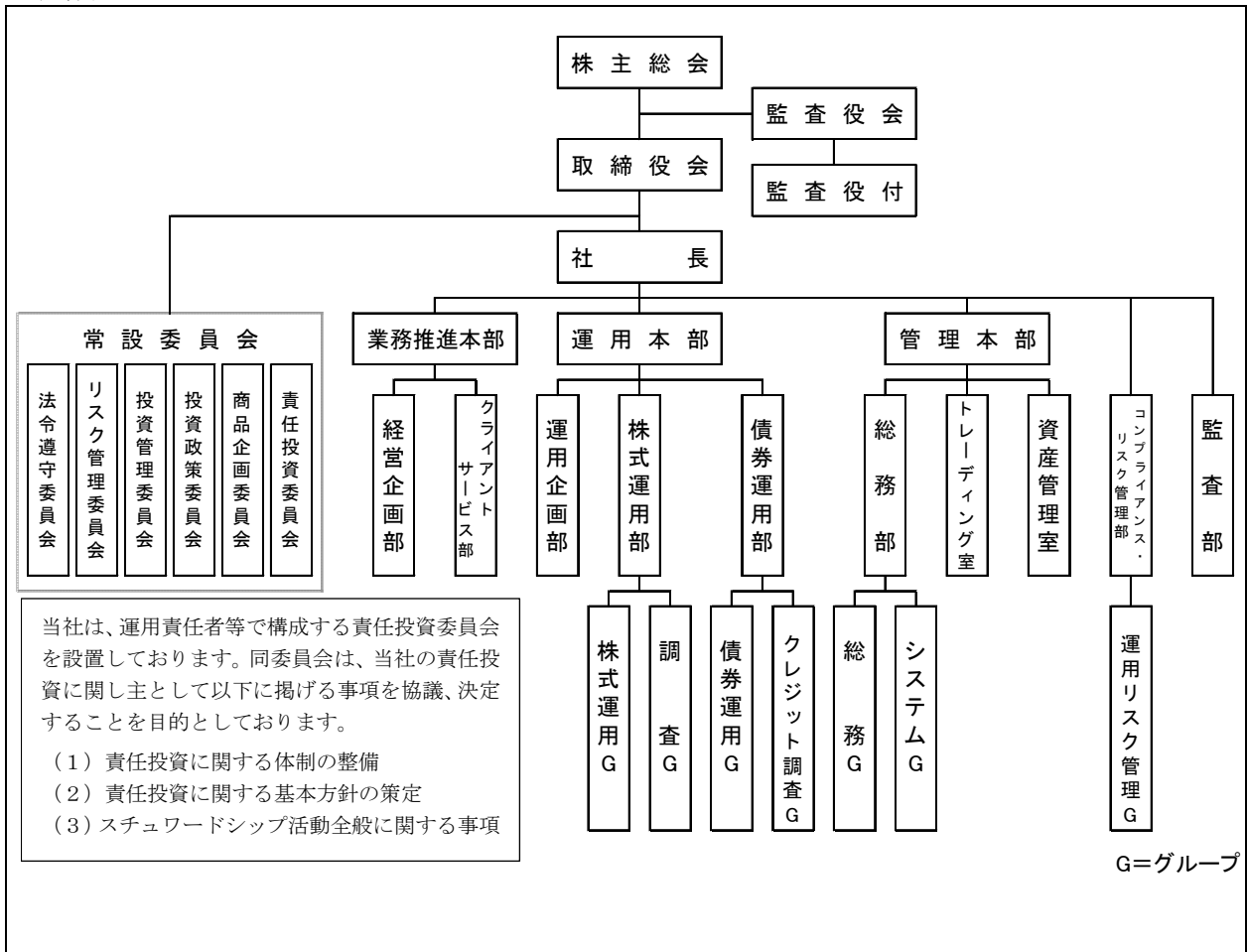
投資顧問・投信部門兼任者 名、平均経験年数 年 カ月

内 調査スタッフ数 12 名、平均経験年数 20 年 11 カ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 36 名

CFA協会認定証券アナリスト数 2 名

<組織図>



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 2019年4月1日～2020年3月31日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備考
会員自らが顧客の相手方となった取引		. %	
下記①に該当する法人との取引	富国生命保険相互会社	0.0%	
		. %	
		. %	
下記②に該当する法人との取引	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	21.4%	
	野村證券証券株式会社	18.2%	
	ドイツ証券株式会社	10.7%	
	みずほ証券株式会社	10.6%	
		. %	
下記③に該当する法人との取引		. %	
		. %	
		. %	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

①契約資産状況（2020年3月末現在）（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	1	12,279	-	-
		私的年金	10	151,782	-	-
		その他	11	61,941	9	1,800,927
		計	22	226,001	9	1,800,927
	個人		-	-	-	-
	国内 計		22	226,001	9	1,800,927

海外	法人	年金	-	-	-	-
		その他	2	2,888	1	299
		計	2	2,888	1	299
	個人		-	-	-	-
	海外 計		2	2,888	1	299

総合計			24	228,890	10	1,801,226
-----	--	--	----	---------	----	-----------

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、9件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	- 件
	- 百万円
欧州	- 件
	- 百万円
アジア	- 件
	- 百万円
その他	- 件
	- 百万円

③投資対象別運用状況（2020年3月末現在）（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	13	3	-	2	2	1	-	-	3
金額	57,064	93,537	-	8,576	12,222	2,198	-	-	55,292

④契約規模別分布状況（2020年3月末現在）（金額単位：百万円）

	10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	3	10	7	3	1	-
構成比(%)	12.5	41.7	29.2	12.5	4.2	0.0
金額	2,312	32,509	50,830	63,815	79,424	-
構成比(%)	1.0	14.2	22.2	27.9	34.7	0.0

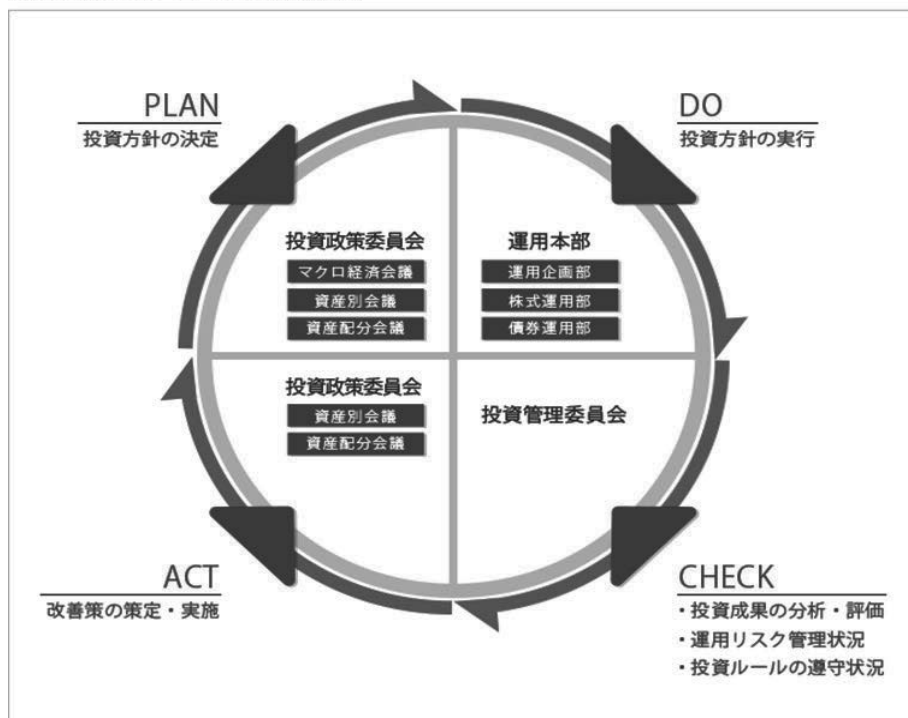
8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

運用基本理念		
1. 市場には非効率な部分があり、ファンダメンタルズ分析を通じて適正な価格と市場での価格の乖離を捉えることにより、収益を獲得できる機会があると考えます。 2. 中長期的な視点から、リスク管理を徹底した上で、収益を追求します。 3. 組織的かつ一貫した運用プロセスによる運用を行います。 4. 受託者責任に基づき、誠実かつ忠実に運用します。		
主な運用スタイル		
資産区分	運用スタイル	特 徴
国内債券	アクティブ	流動性を抑制し信用リスクを管理しながら、最終利回りを重視した銘柄選択を行うことで、市場平均より高い最終利回りを持つポートフォリオを構築し、安定的な超過収益の獲得を目指します。
国内株式	アクティブ	アナリストによる企業への直接訪問調査を主体としたボトムアップ型の運用スタイルです。主にアナリストが算出する適正株価に基づき、ポートフォリオの構築を行い、超過収益の獲得を目指します。
	E S G	ボトムアップ・リサーチによる環境・社会・ガバナンス面の定性評価及びファンダメンタルズ分析に基づいて個別銘柄選択を行い、超過収益の獲得を目指します。
	ポータブルアルファ	クオンツモデルにより株式ベンチマークをアウトパフォームすると期待されるポートフォリオを構築する一方、同金額の株式ベンチマーク先物を売り建てることにより、絶対収益の獲得を目指します。
外国債券	アクティブ	ファンダメンタルズ分析及び定性分析・定量分析に基づき金利リスク・為替リスクをコントロールすることにより、超過収益の獲得を目指します。
外国株式	セミアクティブ	コア部分をパッシブに運用し、リスクを低くコントロールした上で、アクティブ運用による超過収益の獲得を目指します。
	アジアアクティブESG	アジア経済の拡大から恩恵を受けると見込まれるアジア諸国の株式等を対象に、中長期的な企業価値に影響を与える非財務要因である環境・社会・ガバナンス（ESG）に関する評価を加味した運用を行います。運用に当たっては、UOB Asset Management Ltd. より投資助言を受けます。

9. 投資に関する意思決定プロセス

PLAN、DO、CHECK、ACTのサイクルで投資を検証していきます。

意思決定プロセス概念図



10. 運用受託報酬・投資助言報酬

助言業務の報酬体系と、投資一任契約に係る業務の報酬体系は、下記①または、②-aと②-bの組み合わせにより、顧客との協議に基づいて決定します。

① 一般料率

投資対象となる契約資産額および運用資産の種類に応じた料率とし、原則として下表（料率表）の通りとします。
（料率表／消費税抜き）

契約資産額	バランス型	国内債券 特化型	国内株式 特化型	外国債券 特化型	外国株式 特化型
10億円迄の部分	0.420%	0.250%	0.450%	0.450%	0.480%
10億円超 20億円迄の部分	0.270%	0.200%	0.350%	0.350%	0.380%
20億円超 30億円迄の部分	0.220%	0.200%	0.300%	0.300%	0.330%
30億円超 50億円迄の部分	0.200%	0.150%	0.250%	0.250%	0.300%
50億円超100億円迄の部分	0.150%	0.100%	0.200%	0.200%	0.230%
100億円超200億円迄の部分	0.120%	0.084%	0.150%	0.150%	0.180%
200億円超300億円迄の部分	0.110%	0.077%	0.140%	0.140%	0.165%
300億円超500億円迄の部分	0.105%	0.074%	0.130%	0.130%	0.155%
500億円超の部分	0.100%	0.070%	0.125%	0.125%	0.150%

注1. 上記料率表は、消費税抜きの料率を表示しています。

注2. ①の一般料率については原則として上記の表（料率表）によりますが、インデックス等の特殊な運用について、また運用内容その他特段の事情がある場合は、個別に協議いたします。

② 実績連動型料率

②-a 基本報酬

投資対象となる契約資産額に一定の料率を乗じて算出します。当該料率は2.0%(消費税抜き)を上限とし、契約資産の額、運用資産の種類、運用手法、サービスの内容等を鑑み、個別に協議し決定します。

②-b 成功報酬

成功報酬についての料率は、予め取り決めたベンチマーク等を超過した収益部分に対しての料率とし、当該料率は20.0%(消費税抜き)を上限とし、契約資産の額、運用資産の種類、運用手法、サービスの内容等を鑑み、個別に協議し決定いたします。なお、助言業務の場合、助言を行った後の証券等の売買等の結果は、証券会社等の公正な情報をもって確認します。助言どおりの運用が行われなかった場合等については超過収益に対する具体的な計算方法を個別に協議し決定いたします。

11. その他、特記事項

コーポレートキャッチフレーズ

「一歩先の未来、お客さまとの信頼を礎に。」

経営理念

「お客さまのニーズに応えられる運用会社」

- 受託者責任を全うし、お客さまに満足していただける運用サービスを提供する
- 当社独自の運用スタイルを確立し、業界内における優位性を確保する
- 優れた運用を通じて社会に貢献する
- 社員にとって働き甲斐のある会社を実現する

外部監査について

当社は、以下①～③について、監査法人による監査及び検証を受けております。

- ① 会社法第436条第2項第1号の財務書類の監査
- ② 年金資産の投資一任契約受託業務のシステムの検証
（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第86号「受託業務に係る内部統制の保証報告書」に準拠）
- ③ グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）への準拠の検証

会社名 武士道アセットマネジメント株式会社

所在地 〒 103-0026 東京都中央区日本橋兜町6-5 FinGATE KABUTO 3F

電話 03-5843-6570 ファックス

HPアドレス http://bushido-asset.com

代表者 代表取締役社長 杉山 賢次

金融商品取引業登録番号 関東財務局長（金商）第3060号 登録年月日 2018年6月18日

協会会員番号 012-02830

業務開始年月 2018年8月 資本金 3,000万円

作成部署 オペレーション 電話 03-5843-6572

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	3. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	1. 法第2条第8項第11号に係る業務	2. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	2. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地

3. 主な株主

株主名	議決権保有比率	株主名	議決権保有比率
杉山 賢次	100%		

4. 財務状況（直近3年度分）

（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2019年11月期	53	53	12	10	33
2018年11月期	15	15	-6	-7	22
年 月期					

5. 組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 4 名

②運用業務従事者数 1 名

内 ファンド・マネージャー数 1 名、平均経験年数 6 年 1 カ月

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 名、平均経験年数 年 カ月

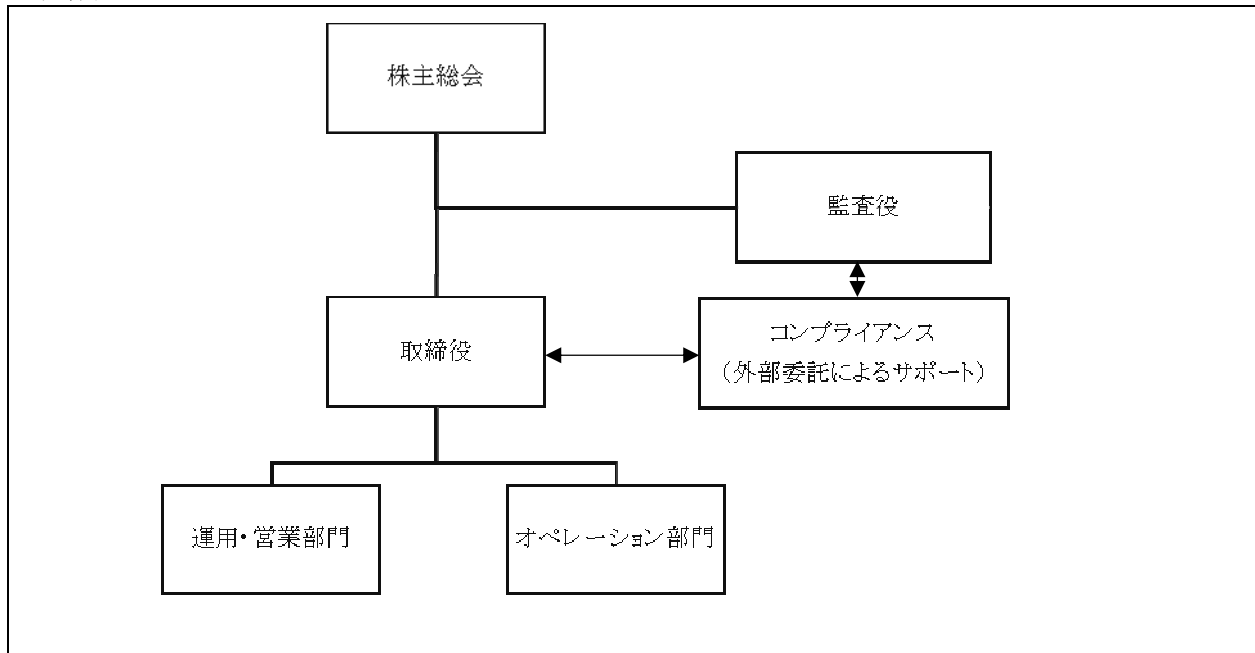
投資顧問・投信部門兼任者 名、平均経験年数 年 カ月

内 調査スタッフ数 名、平均経験年数 年 カ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 1 名

CFA協会認定証券アナリスト数 名

<組織図>



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 2018年12月1日～2019年11月30日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備 考
会員自らが顧客の相手方となった取引		. %	該当なし
下記①に該当する 法人との取引		. %	該当なし
		. %	
		. %	
下記②に該当する 法人との取引	Goldman Sachs International	18.4%	国内上場株/先物取引
	Mizuho Securities Asia Limited	14.8%	国内上場株取引
	Daiwa Capital Markets HK Limited	14.1%	国内上場株取引
	SMBC Nikko Securities (HK) Limited	13.1%	国内上場株取引
	いちよし証券株式会社	12.0%	国内上場株取引
	Nomura International plc	10.4%	国内上場株/先物取引/デリバティブ取引
下記③に該当する 法人との取引		. %	該当なし
		. %	
		. %	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

①契約資産状況（2020年3月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	-	-	-	-
		私的年金	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-
		計	-	-	-	-
	個人		-	-	-	-
	国内 計		-	-	-	-

海外	法人	年金	-	-	-	-
		その他	1	3,018	-	-
		計	1	3,018	-	-
	個人		-	-	-	-
	海外 計		1	3,018	-	-

総合計			1	3,018	-	-
-----	--	--	---	-------	---	---

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、0 件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	件 百万円
欧州	件 百万円
アジア	件 百万円
その他	件 百万円

③投資対象別運用状況（2020年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数									1
金額									3,018

④契約規模別分布状況（2020年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数		1				
構成比(%)		100.0%				
金額		3,018				
構成比(%)		100.0%				

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

「ファンダメンタル・アプローチ」に基づく、「株式ロングショート/マーケットニュートラル戦略」

上場日本株式を主な投資ユニバースとし、企業の成長力や割安感に注目し、企業への取材/インタビューや独自の財務/業績分析を行うことがアプローチの基本スタイルとなる。これらのファンダメンタル分析は、市場における需給分析、マクロ経済分析、ならびに定量クオンツ分析などによっても補完され、総合的に投資判断が行われる。

ポートフォリオ管理においては、市場変動に関わらず資産価値を保全しつつ安定的な絶対リターンを創出するべく、個別株の買い持ちと売り持ちを組み合わせつつ、ヘッジの為のデリバティブも駆使し、市場変動リスクを低減させるアプローチをとる。保有銘柄・セクター・ファクター要因なども分散させ、可能な限りダウンサイドリスクをヘッジしながら、ファンダメンタル・リサーチによる「アルファの創出」を継続的に追及する。

9. 投資に関する意思決定プロセス

運用責任者であるCIOが、多面的な情報を基に独自の分析モデルを駆使し、総合的な投資判断を行う。

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

投資一任契約に係る報酬額は顧客との個別協議に基づいて決定する。その報酬は、原則、契約資産額に一定の料率を乗じた運用管理報酬と、運用成果に基づく成功報酬からなる。

11. その他、特記事項

会社名	ブライツ・アセット株式会社				
所在地	〒 105-0004 東京都港区新橋五丁目22番2号 ル・グランドビルBLDG. 10 3F				
電話	03-6435-6340	ファックス	03-6435-6341		
	HPアドレス		https://www.brightasset.co.jp		
代表者	代表取締役 中村 薫				
金融商品取引業登録番号	関東財務局長（金商）第3102号 登録年月日 平成30年12月11日				
協会会員番号	012-02853				
業務開始年月	平成31年3月	資本金	4.71億円		
作成部署	コンプライアンス部	電話	03-6435-6340		

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	3. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	2. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	②. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
該当なし		

3. 主な株主

株主名	議決権保有比率	株主名	議決権保有比率
中村 薫	70%		
株式会社アセットジャパン	20%		
合同会社クレイラ	10%		

4. 財務状況（直近3年度分）

（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2020年3月期	0	1	△179	△179	113
2019年3月期	0	0	△155	△156	163
2018年3月期	0	0	△97	△97	109

5. 組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 13 名

②運用業務従事者数 2 名

内 ファンド・マネージャー数 1 名、平均経験年数 9 年 0 ヶ月

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 ー 名、平均経験年数 ー 年 ー ヶ月

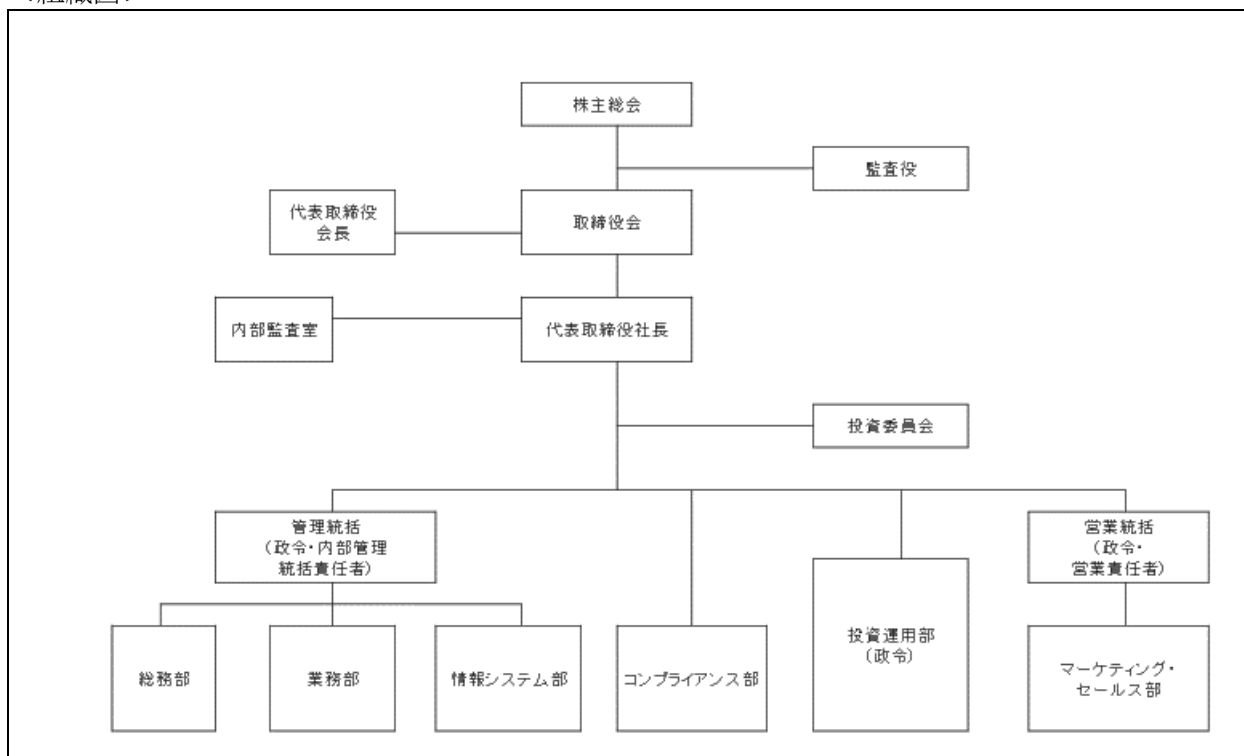
投資顧問・投信部門兼任者 ー 名、平均経験年数 ー 年 ー ヶ月

内 調査スタッフ数 0 名、平均経験年数 ー 年 ー ヶ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 0 名

CFA協会認定証券アナリスト数 0 名

<組織図>



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）該当なし

1. 対象期間 2019年4月1日～2020年3月31日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備 考
会員自らが顧客の相手方となった取引		0.00 %	
下記①に該当する法人との取引		0.00 %	
		0.00 %	
		0.00 %	
下記②に該当する法人との取引	フィリップ証券	100.00 %	コピーファンド2001発注先
		0.00 %	
		0.00 %	
		0.00 %	
		0.00 %	
下記③に該当する法人との取引		0.00 %	
		0.00 %	
		0.00 %	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

①契約資産状況（2020年3月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	0	0	0	0
		私的年金	0	0	0	0
		その他	1	107	0	0
		計	1	107	0	0
	個人		0	0	0	0
	国内 計		1	107	0	0

海外	法人	年金	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0
		計	0	0	0	0
	個人		0	0	0	0
	海外 計		0	0	0	0

総合計			1	107	0	0
-----	--	--	---	-----	---	---

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、 0 件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	0件 0百万円
欧州	0件 0百万円
アジア	0件 0百万円
その他	0件 0百万円

③投資対象別運用状況（2020年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	0	0	1	0	0	0	0	0	0
金額	0	0	107	0	0	0	0	0	0

④契約規模別分布状況（2020年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	1	0	0	0	0	0
構成比(%)	100%					
金額	107	0	0	0	0	0
構成比(%)	100%					

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

外国為替証拠金取引を取引対象とした運用を行うスタイルとしており、その手法としては、外国為替市場での循環する相場、トレンドの方向及びボラティリティなどに着目し、独自の自動売買システムを活用して利益を着実に積み上げていくことを目指している。

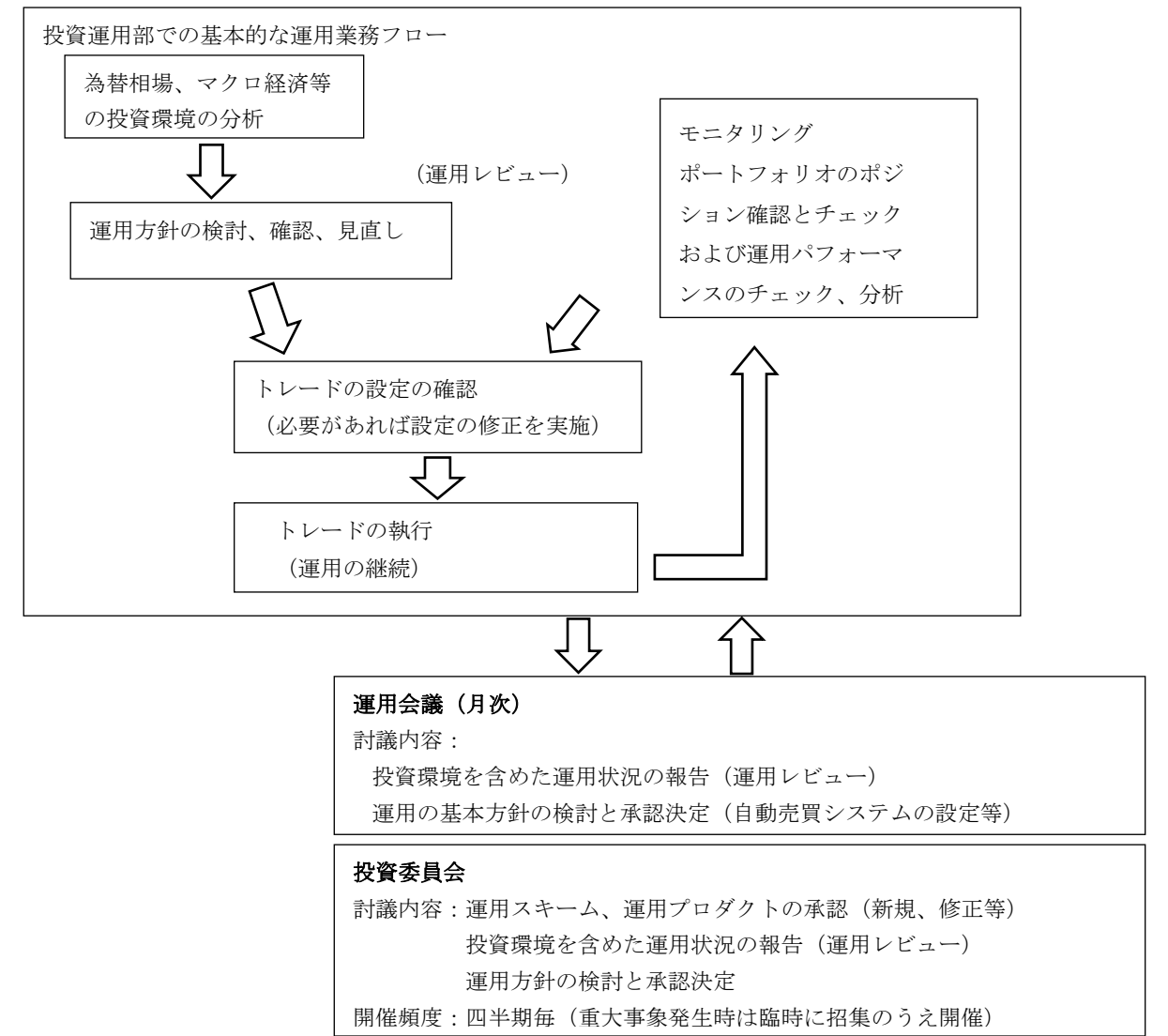
9. 投資に関する意思決定プロセス

運用に係る最高の意思決定機関として投資委員会を設置し、基本的な運用方針の決定、運用スキームの新規開発及び変更等を検討並びに運用プロダクトの承認・変更などを決定するとともに運用状況のレビューも行う。当委員会は四半期に一度開催します。（尚、コンプライアンス部がオブザーバーとして参加し、モニタリングをします。）

上記委員会とは別に運用会議を原則として月1度開催し、投資環境の分析・見直しなどの検討及び必要とする運用戦略（自動売買システムの運用開始前、運用中における設定等）を決定します。投資運用部においては、外国為替取引による運用に影響を及ぼす変動要因（マクロ経済、通貨対象国における内外の要因等）となる様々な投資環境の分析等を行い、運用に伴うリスクを認識した適切な運用を行います。

また、運用状況のモニタリングを行うために、トレードシステムから日々あるいは随時データをダウンロードし、運用ポジションでの資産額、売買取引状況（建玉、件数、損益等）を把握し、資産管理システムから提供される日々データと照合し、運用ポジション管理を行います。

〔外国為替証拠金取引による運用の業務プロセス〕



10. 運用受託報酬・投資助言報酬

＜運用受託報酬＞

運用受託資産の純資産総額に一定率を乗じた額を投資一任報酬とする。また、運用成果が一定の水準を超えた際に発生する成功報酬を受領することを基本としている。

個々の投資一任契約となるため、その率あるいは収益額は個別協議となる。

＜投資助言報酬＞

現状、該当なし。

2019年度に計画していたFX取引顧客との投資顧問契約を実施する前にFX取引に係る業務を行わないこと（変更登録の承認は2020年5月22日）としたため同契約に係る報酬を受け取ることもなくなった。現在は別の金融商品を対象とする投資助言を検討しているところである。

11. その他、特記事項

当社は、2018年12月に金融商品取引業者（第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資運用業、投資助言・代理業）の登録を行いました。当初の予定では2019年3月にはファンド業務（投資一任業務も含む）を開始し、早ければ11月ぐらいにはFX取引（投資助言業務を含む）を開始する計画としておりましたが、資金面及びシステム開発の遅延等により、ファンド業務を開始したのは2019年12月となりました。本年1月より投資運用業者として運用を受託し、運用開始しておりましたが、2月に当社の自己資本規制比率が大幅に下落したこと並びに早急な改善が困難であるとの判断により、3月25日第一種金融商品取引業を返上する変更登録申請を行い、5月22日に当局による承認を得て、現在は投資運用業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業の登録を受けた業者となっております。

会社名 ブラックロック・ジャパン株式会社

所在地 〒 100-8217 東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号

電話 03-6703-4100 ファックス 03-6703-4200

HPアドレス www.blackrock.com/jp

代表者 代表取締役 井澤 吉幸

金融商品取引業登録番号 関東財務局長(金商)第375号 登録年月日 平成19年9月30日

協会会員番号 011-00338

業務開始年月 昭和63年6月8日 資本金 31.20億円

作成部署 コンプライアンス部 電話 03-6703-4501

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	③. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	②. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	①. 法第28条第1項に係る業務	②. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
	該当なし	

3. 主な株主

株主名	議決権 保有比率	株主名	議決権 保有比率
ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	100%		%
	%		%
	%		%
	%		%

4. 財務状況（直近3年度分）

（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2019年12月期	7,545	26,480	7,300	4,902	24,636
2018年12月期	8,523	27,674	7,901	5,387	27,431
2017年12月期	8,890	26,350	7,158	4,786	22,044

5. 組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 363 名

②運用業務従事者数 69 名

内 ファンド・マネージャー数 62 名、平均経験年数 14 年 4 カ月

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 名、平均経験年数 年 カ月

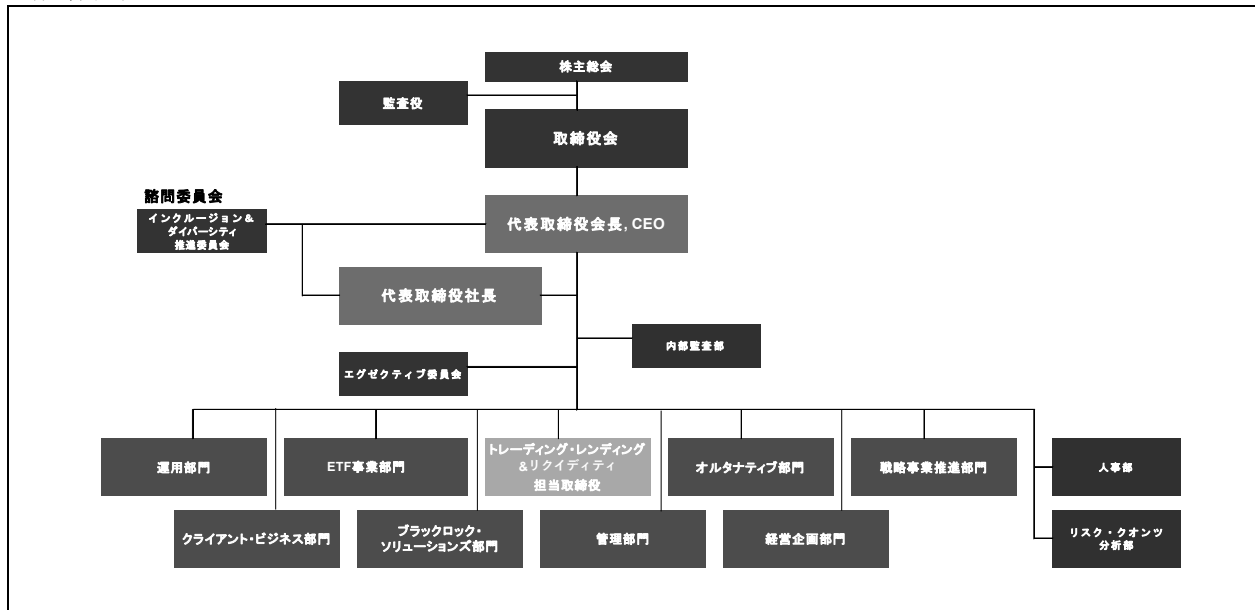
投資顧問・投信部門兼任者 62 名、平均経験年数 14 年 4 カ月

内 調査スタッフ数 3 名、平均経験年数 12 年 10 カ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 60 名

CFA協会認定証券アナリスト数 31 名

〈組織図〉



6. 投資一任契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 2019年1月1日～2019年12月31日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備 考
会員自らが顧客の相手方となった取引		. %	
下記①に該当する法人との取引		. %	
		. %	
		. %	
下記②に該当する法人との取引	GOLDMAN SACHS & CO	35.4%	
		%	
		. %	
下記③に該当する法人との取引	BlackRock Execution Services	-	媒介もしくは代理のため
		. %	
		. %	
		. %	
		. %	

- ①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等
- ②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人
- ③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

①契約資産状況（2020年3月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	30	16,177,358	—	—
		私的年金	204	1,268,611	—	—
		その他	67	1,889,712	3	7,005
		計	301	19,335,681	3	7,005
	個人		—	—	—	—
	国内 計		301	19,335,681	3	7,005

海外	法人	年金	4	16,513	0	0
		その他	48	5,401,752	0	0
		計	52	5,418,265	0	0
	個人		—	—	—	—
	海外 計		52	5,418,265	0	0

総合計			353	24,753,946	3	7,005
-----	--	--	-----	------------	---	-------

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、12件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	2 件 9,178百万円
欧州	— 件 — 百万円
アジア	2 件 7,336 百万円
その他	— 件 — 百万円

③投資対象別運用状況（2020年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	24	10	0	37	87	20	23	62	90
金額	4,507,978	346,991	0	2,989,397	14,131,125	43,594	195,329	1,091,378	1,448,154

④契約規模別分布状況（2020年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	115	114	35	50	7	32
構成比(%)	32.6	32.3	9.9	14.2	2.0	9.1
金額	44,695	231,125	267,652	1,059,251	499,276	22,651,947
構成比(%)	0.2	0.9	1.1	4.3	2.0	91.5

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

【ブラックロックの哲学及び特徴】

1988年設立以来ブラックロックでは、「経験豊富な運用プロフェッショナルが、秩序ある投資プロセスの下、洗練された分析ツールを用いることにより、お客様のポートフォリオに安定した付加価値をもたらすことができる」という理念に基づいてビジネスを展開しています。この信念の下、ブラックロックではグローバルな資本市場に関する深い専門知識を有する運用プロフェッショナルで構成される運用チームを組成しています。

【ブラックロックが世界でご提供している商品の概要】

ブラックロックは、幅広い資産クラスに亘り、多様な運用手法・運用スタイルだけではなく、様々なサービスを通じて、お客さまのニーズに沿ったソリューションをご提供しています。

運用資産額約7.32兆ドル		拡張性のあるサービス及びインフラ	
株式 約3.51兆ドル	- 幅広い運用スタイル：インデックス運用、ファンダメンタル運用、科学的アクティブ運用、絶対収益追求型運用 - グローバル、地域、セクターに特化した運用プロフェッショナルを配置	リスク・マネジメント - 様々なアセットクラスを対象としたリスク分析を一元管理するプラットフォーム - リスクマネジメント、投資判断、パフォーマンス分析に活用	アドバイザー - 公的・民間金融機関を対象に複雑化する資本市場及びバリエーションに関するアドバイスを提供 8兆ドルを超す運用資産およびデリバティブ・ポートフォリオの運用/アドバイス
	債券 約2.41兆ドル		
	- ベンチマーク及びスタイル別の幅広い運用戦略：インデックス運用、ファンダメンタル運用、定額運用、絶対収益追求型運用 - 専門化が全市場及びセクターを網羅		
	オルタナティブ 約2,000億ドル		
	- 不動産、プライベート・エクイティ、ヘッジファンド、ファンド・オブ・ヘッジファンズ、インフラ、再生可能エネルギー等様々な運用商品を提供 - ソリューション重視のアプローチ		
マルチアセット 約5,510億ドル	- お客様ニーズに適した運用：ターゲットイヤー運用、バランス・リスク・ファクター運用、負債を考慮した運用（LDI） - 特定のアセットクラスにとらわれず、市場見通し、アドバイス、ポートフォリオ・ソリューションを提供	トランジション・マネジメント - コストおよびリスクの抑制を意識した上でお客様の資産構成変更をサポート - 過去5年間に2.4兆ドルの資産、2,000件超の取引執行実績	セキュリティーズ・レンディング - リサーチ力、技術力、運用部門との連携により、マーケットを上回るリターンを追求 - 世界30超の市場を網羅
	キャッシュ・マネジメント 約6,190億ドル		
	- 業界のリーダーとして、高い信用力と流動性の確保 - 多様な通貨を対象とした幅広い商品ラインナップ		
		トレーディング - 株式、債券、キャッシュ、通貨及び先物を対象に、一日に7.2万件超の取引を執行 - 世界7ヶ所に配されたトレーディング拠点が24時間体制でグローバル市場をカバー	

*運用資産は2020年6月末現在

9. 投資に関する意思決定プロセス

ブラックロックでは、前述の通り多様な運用手法・運用スタイルを用い、単一資産からマルチ・アセット型等の複数資産運用まで多岐に亘る商品を、各運用チームにて各々の運用プロセスに基づき運用しています。

当社（日本拠点）において運用している商品に関しては、受託資産の適正な運用を図ることを目的として、投資委員会を定例で開催し、運用に係る各種事項を審議、決定します。同委員会は、運用部門長を議長とし、運用部門長、運用部門に所属する全本部長及び部長、トレーディング・レンディング & リクイディティ部長、オルタナティブ戦略部長、ETF事業部門長、コンプライアンス部長及びリスク・クオンツ分析部長をもって構成され、原則月次で開催されます。

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

1. 運用受託報酬

(1) 固定報酬

運用受託報酬は、お客様の契約資産の時価残高に対して、投資対象資産の種類、投資対象市場、及び運用戦略等により当社があらかじめ定めた報酬料率を乗じて計算されます。ただし、契約資産の規模、契約資産の性質、投資制約等によっては、これによらず、お客様と個別協議の上で決定する場合があります。また、投資対象として、当社または当社の関係会社が設定・運用等行う投資信託等を組み入れる場合には、運用受託報酬を調整する場合があります。

(2) 成功報酬

運用戦略等により、お客様と個別協議の上で、運用成果に対する成功報酬を設定する場合があります。

2. 投資助言報酬

投資助言報酬は、お客様の契約資産の時価残高に対して、投資対象資産の種類、投資対象市場、及び運用戦略等により当社があらかじめ定めた報酬料率を乗じて計算されます。ただし、契約資産の規模、契約資産の性質、投資制約等によっては、これによらず、お客様と個別協議の上で決定する場合があります。

11. その他、特記事項

【ブラックロックの経営戦略】

ブラックロックの使命は、「お客様のより良い未来のために資産運用とリスク・マネジメントにおいて世界で最も信頼されることを目指すこと」です。今日のマーケットでは、お客様との強固なパートナーシップの構築、より柔軟でダイナミックなアセット・アロケーション、ガバナンスの強化、リスク及び投資機会に対する深い見識こそが必要不可欠であると考えます。ブラックロック独自の多岐に亘る運用プラットフォームは、これらのテーマに取り組むにあたり、お客様もしくはお客様のアドバイザーと共にソリューションを見出すために役立つものと考えております。投資家であるお客様が伝統的な運用手法について再考される中で、新たな投資アイデアをご提案することが我々に期待されていることであると考え、下記のテーマに注力しています。

深い経験値に基づくよりよいソリューションの提供

良好なパフォーマンスを生み出していくことに加え、お客様の運用ニーズをよく理解し、機関投資家、個人投資家を問わず、退職後の資産を守るための解決策を導き、（ブラックロック開発の）統一的プラットフォームであるAladdin®を様々なお客様に広めていくことを目指しています。

規律ある組織の醸成

生産性の向上のため社内プロセスを簡素化し、One BlackRockのカルチャーをベースに社内の協力体制をより一層進展させます。

変化の激しい世界にあって主導的立場を目指す

ブラックロックはデータやテクノロジーを駆使し運用手法の高度化を目指しています。グローバルに展開する組織にあって、市場、運用に関する洞察を結集させ、変化する市場、規制環境への対応策を導く事を目指します。

人を惹きつけ、能力を発揮していく組織

目標を高く持つこと、一体感と多様化、有能な人材の適材適所への配置は重要であると考えています。

アセットクラス、アクティブ/パッシブの運用スタイルを問わず、多岐に亘る運用商品を広範な地域で提供しているブラックロックは、新たな市場環境においても優位な立場にいたいと考えています。アルファ、ベータいずれにおいても優れた運用成績を残すと同時に、受託者責任及びお客様に対するコミットメントを果たすことにより、不安定な市場環境においてもお客様のニーズに応えていきたいと考えております。

会社名 フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社

所在地 〒 106-0032 東京都港区六本木1丁目9番10号 アークヒルズ 仙石山森タワー40階

電話 03-6230-5600 ファックス 03-6230-5639

HPアドレス <http://www.franklintempleton.co.jp/>

代表者 代表取締役社長 小口 龍也

金融商品取引業登録番号 関東財務局長(金商)第391号 登録年月日 平成19年9月30日

協会会員番号 011-00699

業務開始年月 平成9年3月1日 資本金 4.9億円

作成部署 法務コンプライアンス部 電話 03-6230-5612

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	③. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	②. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	②. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
該当なし		

3. 主な株主

株主名	議決権 保有比率	株主名	議決権 保有比率
フランクリン・テンプルトン・キャピタル・ ホールディングス・プライベート・リミテッド	100%		%
(以下余白)	%		%
	%		%
	%		%
	%		%

4. 財務状況（直近3年度分）

（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2019年9月期	86	1,645	58	48	1,382
2018年9月期	111	1,689	154	97	1,334
2017年9月期	110	1,768	265	213	1,236

5. 組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 28 名

②運用業務従事者数 4 名

内 ファンド・マネージャー数 4 名、平均経験年数 11 年 4 カ月

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 2 名、平均経験年数 11 年 5 カ月

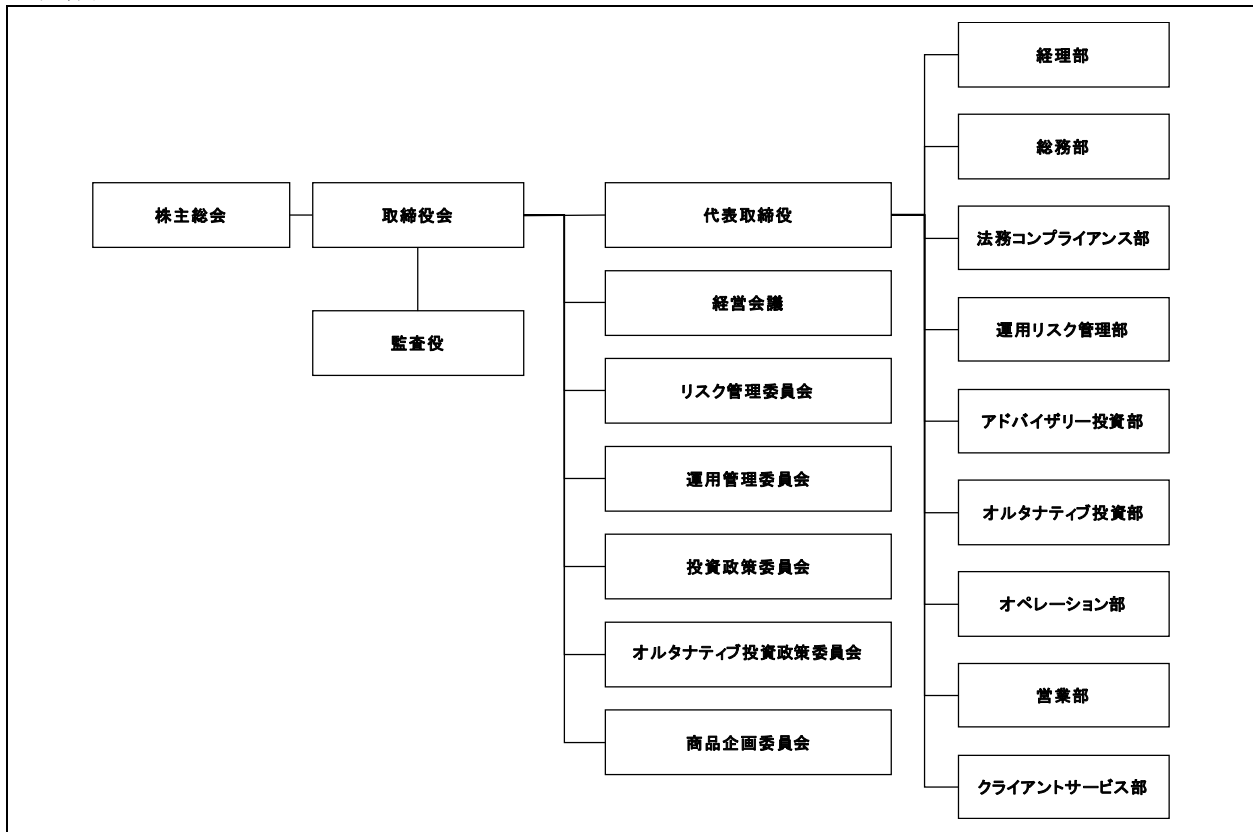
投資顧問・投信部門兼任者 2 名、平均経験年数 11 年 3 カ月

内 調査スタッフ数 0 名、平均経験年数 年 カ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 7 名

CFA協会認定証券アナリスト数 1 名

<組織図>



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 2018年10月1日～2019年9月30日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備考
会員自らが顧客の相手方となった取引		. %	
下記①に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	
下記②に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	
		. %	
		. %	
下記③に該当する 法人との取引	FT インベストメンツ アジア リミテッド	100.0%	
		. %	
		. %	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

①契約資産状況（2020年3月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金				
		私的年金	23	203,818		
		その他	7	82,055	3	12,804
		計	30	285,873	3	12,804
	個人					
	国内 計		30	285,873	3	12,804

海外	法人	年金				
		その他	2	11,942		
		計	2	11,942	0	0
	個人					
	海外 計		2	11,942	0	0

総合計			32	297,815	3	12,804
-----	--	--	----	---------	---	--------

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、3件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	- 件 - 百万円
欧州	- 件 - 百万円
アジア	- 件 - 百万円
その他	- 件 - 百万円

③投資対象別運用状況（2020年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	-	-	-		1	-	-	9	22
金額	-	-	-		451	-	-	95,080	202,283

④契約規模別分布状況（2020年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	14	10	2	4	1	1
構成比(%)	43.8	31.3	6.3	12.5	3.1	3.1
金額	6,356	23,679	17,417	48,173	61,743	140,446
構成比(%)	2.1	8.0	5.8	16.2	20.7	47.2

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

フランクリン・テンプルトンは、1947年の設立以来、戦略的な買収などにより成長を続けてまいりました。フランクリン・テンプルトンは、フランクリンやテンプルトンの株式グループ、フランクリン・テンプルトン債券グループ、テンプルトン・グローバル・マクロ・グループなど、それぞれ異なる特徴を持つ運用プラットフォームによって構成されています。それぞれの運用プラットフォームは独自のプロセスと運用手法、さらに独特のスタイルや専門性を有しており、アセットクラスごとに独立した運用チームを有しております。これによりフランクリン・テンプルトンは、世界で最も多様な運用商品を提供できる運用会社の一つとなっています。以下は、フランクリン・テンプルトンの主な運用グループおよびそれぞれの投資哲学です。

＜フランクリン株式グループ＞

フランクリン株式グループは60年以上にわたり、グローバル、地域別、業種別におけるグロース株運用、ハイブリッド型/バランス型運用において、詳細にわたる専門知識に基づく運用を行ってまいりました。チームワークを重視し、協力体制および統制のとれたボトムアップによるファンダメンタルズ調査を駆使することで、長期にわたって高水準のリスク調整後リターンを提供できると考えます。

長期的に持続可能な成長を示す潜在性を備えた優良企業に投資することで、投資家に重要な投資機会を提供することが可能となっています。当グループでは、国・地域にとらわれず、グロース（成長性）、クオリティ（企業基盤）、バリュエーションの3つの基準を満たす世界の企業を投資対象としています。

＜テンプルトン・グローバル株式グループ/フランクリン・テンプルトン・エマージング株式グループ＞

テンプルトンはグローバル株式および新興国株式市場におけるバリュー投資のパイオニアであり、1940年の設立以来、長期にわたって受け継いできた一貫した投資スタイル（文化）、運用哲学、運用プロセスを活用して運用を行ってまいりました。自立的な思考をすること、規律を守ること、忍耐強くあることが長期的な投資機会を捉えるために不可欠であると我々は考えます。これらを実現するために、徹底して現地でのリサーチを行い、そのリサーチを使ってグローバル投資に関する独自の知見・洞察を生み出すという考え方のもと、テンプルトンという組織は構築されています。

＜フランクリン・テンプルトン債券グループ＞

世界各地の拠点に配置されたグローバル債券運用の専門家で構成されています。

フランクリン・テンプルトン債券グループは、債券の主要分野を網羅する高度な専門的知識を有します。この分野には、投資適格社債、ハイイールド社債、モーゲージ債、アセットバック証券、グローバル・ソブリン債およびエマージング債、地方債、バンクローンなどが含まれます。主要分野ごとに専任のチームを配し、徹底した市場分析によって独自の投資機会を特定することが可能です。多くの国に配した現地の専任チームに加え、リサーチやポートフォリオ・レビューに参加するクオンツ・リサーチ・チームによって、当グループのグローバルな視点はさらに高められます。こうしたグローバルな枠組みと、重要なボトムアップのリソース、そして統合されたクオンツグループにより、規律的でリスクがコントロールされたポートフォリオの構築が可能となっています。

＜テンプルトン・グローバル・マクロ・グループ＞

テンプルトン・グローバル・マクロ・グループは、1986年に旗艦ファンドであるテンプルトン・グローバル・ボンド・ファンドを設定し、それ以降約30年以上に亘りアンコンストレインド債券運用のパイオニアとして運用を続けてまいりました。当グループは、徹底したグローバル経済分析に基づき、金利/通貨/クレジット市場の見通しの策定、地域/国別分析や各種テーマ別分析などを行います。

テンプルトン・グローバル・マクロ・グループは、ファンダメンタルズに基づくリサーチ重視の運用を行っております。高いインカム収益の源泉をグローバルに発掘することに注力するとともに、金利（デュレーション）/通貨/クレジットの分野における最も魅力的な投資機会を捉え、長期的に良好なリスク調整後リターンの獲得を目指します。基本的なマクロ経済分析と組み合わせた特定の環境、社会およびガバナンス（ESG）要因の調査は、意思決定プロセスにとって不可欠です。

＜K2 アドバイザーズ＞

K2アドバイザーズは1994年に設立され、これまでヘッジファンド投資を行ってきました。同グループの投資哲学は、リスクの測定、モニタリング、管理に基づいており、経済状況に左右されることなくリターンの獲得を目指します。

また、投資サイクル全体を通じて相関とリスクを抑制し、非対称なリターンを生み出すことで運用資産の拡大を図ります。一貫してアルファを創出してきた経験豊富なポートフォリオ・マネジャーによって構築されたポートフォリオは、長期的に優れたパフォーマンスを達成できると考えます。K2アドバイザーズは、業界に先駆けて投資対象ファンドに対して保有明細の開示を求め、透明性、流動性および統制などに関する新たな基準を提示しま

した。マネジャー選択およびデータの透明性と同様に、リスクバジェットと市況環境に基づいて投資対象ファンド及び戦略の配分を調整することも重要と考えています。

＜フランクリン・リアルアセット・アドバイザーズ＞

フランクリン・リアルアセット・アドバイザーズは、1984年以来、世界の大手機関投資家及び個人投資家を対象として、グローバルに運用を行っています。当チームは、これらのお客様に対して、グローバルの私募不動産、上場REIT（不動産投資信託）、及び上場インフラストラクチャーを投資対象とするオルタナティブ戦略をご提供しています。

フランクリン・リアルアセット・アドバイザーズは、公募だけでなく私募の市場においても、あらゆる市場・地域を跨いで、グローバルな資金の流れ、投資家の動向、セクターのトレンドなどを総合的に見極めたうえで投資を行っています。米州、欧州、アジア・パシフィックという世界の三大主要投資地域を経験豊富な現地の専門家が、現地に根差した文化的な視点と資産クラスに関する専門知識を活用して運用を行っています。

＜フランクリン・テンプルトン・マルチアセット・ソリューションズ＞

フランクリン・テンプルトン・マルチアセット・ソリューションズは、グローバルに見出した最良の投資アイデアに基づき顧客の目標に対応したポートフォリオを構築します。

顧客ニーズに基づいて構築されたソリューションに向けて、機関投資家の運用目標、資産および負債に見合うポートフォリオを構築します。

フランクリン・テンプルトンの最良の投資アイデアをご提供すべく、当グループの投資戦略および調査委員会、資産クラスおよび地域に関してトップダウンビューを決定します。また、フランクリン・テンプルトンのグローバル運用チームによるセクターおよびセグメントに関するボトムアップの見解を統合します。

9. 投資に関する意思決定プロセス

フランクリン・テンプルトンは、前述のとおり、多様な運用スタイル・運用手法による運用商品を提供しています。各運用プラットフォームにおいて独自の運用プロセスを確立しており、そのプロセスに基づいて各運用チームが独自の意思決定を行います。

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

主なストラテジーにおける運用受託報酬料率は以下の通りです。

契約資産額	グローバル 株式運用	グローバル・ アグリゲート 債券運用	グローバル・ボンド・プ ラス/グローバル・ マルチセクター・プラス	エマージング 株式運用	エマージング 債券運用
25億円まで	0.7700% (税抜 0.70%)	0.4400% (税抜 0.40%)	0.4950% (税抜 0.45%)	1.3750% (税抜 1.25%)	0.8800% (税抜 0.80%)
25億円超 50億円までの部分	0.6050% (税抜 0.55%)				
50億円超 100億円までの部分	0.5500% (税抜 0.50%)	0.3300% (税抜 0.30%)	0.3850% (税抜 0.35%)		
100億円超 150億円までの部分	0.4400% (税抜 0.40%)	0.2200% (税抜 0.20%)	0.3300% (税抜 0.30%)	0.9900% (税抜 0.90%)	0.6600% (税抜 0.60%)
150億円超 200億円までの部分					0.4400% (税抜 0.40%)
200億円超 350億円までの部分				0.9350% (税抜 0.85%)	
350億円超 550億円までの部分				0.8800% (税抜 0.80%)	
550億円超の部分					

投資対象、運用の方法、契約資産額などを考慮し、お客様との協議により、個別に決定させていただきます。なお、上記ストラテジーを用いて運用を行う外国投資証券に投資する場合があります。この場合は、外国投資証券に係る運用報酬及び管理費用をご負担いただくことになります。

11. その他、特記事項